官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四二四）　二
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（四二五）　三
○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（四二六）　四
○不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四二七）
○保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四二八）
○保険業法施行令の一部を改正する政令（四二九）
○社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（四三〇）
○確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（四三一）
〔省　令〕
○政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（**総務**一一〇）　五
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**七一）　七
○沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（**同**七二）　一〇
○森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（**農林水産**五五）　一二
〔法規的告示〕
○租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示の一部を改正する告示（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一〇）　一七
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（**財務**三三一）　一九
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**一九三一）　五
○輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**一九三二）　七
○肥料の登録が失効した件（**同**一九三三）　一〇
○紋別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**国土交通**一〇八〇）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、税理士証票無効、令和七年度ガス主任技術者試験の合格者、税理士登録抹消関係　一九
地方公共団体
教育職員免許状失効、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二五
会社その他　二五
会社決算公告　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百二十四号）
（警察庁）
1　改正の内容
位置情報無承諾取得等として規制の対象となる位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とする。（本則関係）
(1)　特定の者等の所持する物に位置特定用識別情報送信装置を差し入れること
(2)　位置特定用識別情報送信装置を差し入れた物を交付すること
(3)　特定の者等の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置特定用識別情報送信装置を取り付け、又は差し入れること
2　施行期日
この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の施行の日から施行する。（附則関係）

◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百二十五号）（内閣府本府）
1　改正の内容
接近禁止命令等における禁止行為の対象となる、被害者の移動に伴い位置特定用識別情報送信装置を移動し得る状態にする行為は、次に掲げる行為とする。（本則関係）
(1)　被害者の所持する物に位置特定用識別情報送信装置を差し入れること
(2)　位置特定用識別情報送信装置を差し入れた物を交付すること
(3)　被害者の移動の用に供されることとされ、又は現に供されている自動車等に位置特定用識別情報送信装置を取り付け、又は差し入れること

2　施行期日

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十四号）の施行の日から施行する。（附則関係）

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第四百二十六号）（財務省）

1　揮発油税及び地方揮発油税の軽減等に関する規定の整備

令和七年十二月三十一日から令和九年五月十四日までの間に、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場又は保税地域から移出され、又は引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税率を次のとおりとする。（第七十四条関係）

⑴　揮発油税　二万千八十三円／キロリットル

⑵　地方揮発油税　三千八百十七円／キロリットル

2　その他

その他所要の規定の整理を行う。

3　施行期日

この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。（附則第一条関係）

◇不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百二十七号）（消費者庁）

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月十五日とする。

◇保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四百二十八号）（金融庁）

保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行期日は、令和八年六月一日とする。

◇保険業法施行令の一部を改正する政令（政令第四百二十九号）（金融庁）

1　生命保険募集人に係る制限が適用されない場合の要件の追加

受領した手数料等が一定額以上等である生命保険募集人について、生命保険募集人が二以上の所属保険会社等を有する場合における保険募集の委託に係る制限が適用されない場合に該当するための要件を追加する。（第四十条関係）

2　保険仲立人の最低保証金の額の引下げ等

保険仲立人に供託を義務付ける最低保証金の額の引下げ等を行う。（第四十一条及び第四十四条関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行う。

4　施行期日

この政令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。（附則関係）

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百三十号）（厚生労働省）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第三号の二の改正規定に限る。）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（政令第四百三十一号）（厚生労働省）

1　企業型年金における事業主掛金の額が引き下げられることにより当該額が企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該事業主掛金の額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合を、企業型年金規約の承認の基準における企業型年金加入者掛金の額の変更回数の制限の例外から削除する。（本則関係）

2　この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法第四条第一項第三号の二の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

政　令

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十四号

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改め、同条中「第二条第三項第二号」を「第二条第三項第三号」に改め、同条各号中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改める。

附　則

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十三号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十五号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第二項第十一号の規定に基づき、この政令を制定する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行令（令和五年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改め、同条中「第十条第二項第十号」を「第十条第二項第十一号」に改め、同条各号中「位置情報記録・送信装置」を「位置情報記録・送信装置等」に改める。

附　則

この政令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十六号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行に伴い、及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十二条第七項第一号中「第七十四条の二、」を削る。

第七十四条第一項中「平成五年十二月一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「租税特別措置法第八十八条の八第一項」を「揮発油税法第九条及び地方揮発油税法第四条」に、「四万六千八百円」を「二万四千九百円」に、「二百三十八分の四百八十六」を「二百八十七分の二百四十三」に、「五百三十八分の五十二」を「二百八十七分の四十四」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第七十四条の二を削る。

第七十四条の三第二項の表輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項の項中「第十一条第一項」を「（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項」に改め、同表輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項の項中「関税定率法」の下に「（明治四十三年法律第五十四号）」を加え、同表日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第一項において準用する場合を含む。）の項中「第十条第一項」を「（昭和二十七年法律第百十一号）第十条第一項」に、「第三条第一項」を「（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項」に改め、同表日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）の項中「第七条」を「（昭和二十七年法律第百十二号）第七条」に改め、同表日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条の項中「第二条第一項」を「（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項」に改め、同条を第七十四条の二とする。

第八十七条第五項第一号中「個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。第九項第一号及び第八十九条において同じ。）」を加える。

第八十九条第三十一項中「国税通則法施行令」の下に「（昭和三十七年政令第百三十五号）」を加える。

第八十九条の四第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第二項中「第七十四条の三第一項」を「第七十四条の二第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和七年十二月三十一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に課した、又は課すべきであった揮発油税及び地方揮発油税については、なお従前の例による。

2　施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる揮発油税及び地方揮発油税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第三条　沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「。以下この条において「沖縄復帰国税関係政令」という。」を削り、「、法」を「及び法」に改め、「並びに沖縄復帰国税関係政令第七十四条の二第九項の規定及び同条第十五項において読み替えて準用する地方揮発油税法（昭和三十年法律第百四号）第九条第一項の規定による還付金」を削り、同条第三項を削る。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第四条　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第百七十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二第八項第一号の改正規定を削る。

第八十七条の改正規定中「第八十七条第一項第一号中「法人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）」を加え、同条第三項」に改める。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

財務大臣　片山さつき

内閣総理大臣　高市　早苗

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十七号

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十九号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年五月十五日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

法務大臣　平口　洋

保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十八号

保険業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年六月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

保険業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百二十九号

保険業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、保険業法の一部を改正する法律（令和七年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第二百八十二条第三項、第二百九十一条第二項及び第二百九十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の八第一項及び第二項中「第百条の二の二第二項」を「第百条の二の二第三項」に改め、同条第三項及び第四項中「第百条の二の二第三項」を「第百条の二の二第四項」に改める。

第四十条中「次に掲げる場合」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合（当該生命保険募集人が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって各事業年度における所属保険会社等から保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。）に関して受領した手数料、報酬その他の対価の額が内閣府令で定める額以上であることその他内閣府令で定める要件に該当する場合にあっては、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、当該生命保険募集人が、内閣府令で定めるところにより法第二百九十四条の四各号に掲げる措置に相当するものとして内閣府令で定める措置を講ずる場合）」に改める。

第四十一条中「二千万円」を「千万円」に改める。

第四十四条第一項第一号及び第二号中「てん補される」を「塡補される」に改め、同条第二項中「二千万円」を「千万円」に改める。

附　則

この政令は、保険業法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三十号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第三号の二の改正規定に限る。）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百三十一号

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第八号（同法第五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号ハ中「引き下げられる」を「引き上げられる」に、「当該事業主掛金の額が」を「当該事業主掛金の額と」に、「を下回る」を「との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超える」に、「当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額」を「当該合計額が当該拠出限度額」に改める。

附　則

この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（同法第二十九条中確定拠出年金法第四条第一項第三号の二の改正規定に限る。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

省令

○総務省令第百十号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十九日

総務大臣　林　芳正

政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条　政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第五章　略］	［第一章～第五章　同上］
第六章　補則（第三十九条の二―第四十二条）	第六章　補則（第四十条―第四十二条）
附則	附則
（民間事業者等が保存を行う書面の電磁的記録による保存）	［新設］
第三十九条の二　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の主務省令で定める保存（電子文書法第二条第五号に掲げる保存をいう。以下この条において同じ。）は、法第十九条の十六の三第二項の規定による通知が第四十一条第二項に規定する方法により行われた場合における法第十九条の十六の三第三項の規定に基づく文書の保存とする。	
2　電子文書法第三条第一項の規定による前項に規定する文書の保存は、作成された電磁的記録を民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項及び第四十一条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次条第二項において同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法により行わなければならない。	
3　民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示し、及び書面を作成することができる措置を講じなければならない。	
（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）	（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）
第四十条　電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十四若しくは第十九条の十四の二第四項の規定による提出若しくは届出を電子情報処理組織を使用して行う場合又は法第十九条の十六の三第二項の規定による通知を次条第二項に規定する方法により行う場合（同条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合等」という。）における次に掲げる文書の作成とする。	**第四十条**　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項若しくは第二項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条の十四又は第十九条の十四の二第四項の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。
［一～十　略］	［一～十　同上］

２　電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により行わなければならない。

［３　略］

（民間事業者等が交付等を行う書面の電磁的記録による交付等）

第四十一条　電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合等における前条第一項各号に掲げる文書の交付等とする。

［２～４　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（政党助成法施行規則の一部改正）

第二条　政党助成法施行規則（平成六年自治省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十一条第一項の総務省令で定める特別の事情等） **第二十二条**　法第二十一条第一項（法第二十七条第六項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）に規定する総務省令で定める特別の事情は、総選挙又は通常選挙の期日以後に法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合の届出について、当該選挙の全ての当選人に係る政党助成法施行令（平成六年政令第三百七十一号。以下「令」という。）第一条に規定する当選人の告示がされた日（次項において「告示完了日」という。）が当該選挙に係る選挙基準日の翌日から起算して五日に当たる日後となったときとする。 ［２　略］ （電磁的記録又は電磁的方法による提出等） **第四十六条**　法第四十条の二第一項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、法第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び法第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であった者に提出すべきこれらの文書を含む。）、法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）又は法第三十五条の文書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）（以下この条において「報告書等」という。）を提出する者（以下この条において「提出者」という。）は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。 ［２～５　略］	（法第二十一条第一項の総務省令で定める特別の事情等） **第二十二条**　法第二十一条第一項（法第二十七条第六項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）に規定する総務省令で定める特別の事情は、総選挙又は通常選挙の期日以後に法第二条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合の届出について、当該選挙のすべての当選人に係る令第一条に規定する当選人の告示がされた日（次項において「告示完了日」という。）が当該選挙に係る選挙基準日の翌日から起算して五日に当たる日後となったときとする。 ［２　同上］ （電磁的記録又は電磁的方法による提出等） **第四十六条**　法第四十条の二第一項の規定により法第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、法第十八条第二項（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、法第十八条第二項の支部報告書、監査意見書若しくは支部総括文書（法第二十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者に提出すべきこれらの文書及び第三十条第二項の規定により同項に規定する政党の会計責任者であった者に提出すべきこれらの文書を含む。）、法第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する法第十九条第一項の監査意見書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）又は法第三十五条の文書（法第十八条第一項又は第二十九条第一項の支部報告書に添付すべきものに限る。）（以下この条において「報告書等」という。）を提出する者（以下この条において「提出者」という。）は、当該報告書等の提出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出者の使用に係る電子計算機から入力して、提出しなければならない。 ［２～５　同上］

第四十七条　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第五項（法第十六条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第十九条第一項（同条第五項、法第二十八条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提出、届出又は通知を電子情報処理組織を使用して行う場合又は法第四十条の二第一項に規定する電磁的記録の提出若しくは電磁的方法をもって行う場合（次条第一項において「法第五条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織等をもって行う場合」という。）における次に掲げる文書の作成とする。

［一～四　略］

［2・3　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○財務省令第七十一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十九日

財務大臣　片山さつき

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（課税総括課の所掌事務） **第三百九十三条**　課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十四　略］ 十五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、必要なものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。 十六　［略］ （管理運営課の所掌事務） **第三百九十九条**　管理運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　略］ 九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項及び第四十一条の三第一項に規定する報告事項の管理に関すること。 十　［略］	（課税総括課の所掌事務） **第三百九十三条**　課税総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十四　同上］ 十五　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、必要なものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。 十六　［同上］ （管理運営課の所掌事務） **第三百九十九条**　管理運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～八　同上］ 九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。 十　［同上］

（課税部の所掌事務）

第四百四十五条　課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

［三～七　略］

（課税第一部の所掌事務）

第四百四十六条　課税第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十　略］

十一　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（課税第二部及び調査査察部等の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達（課税第二部の所掌に属するものを除く。）並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

十二　［略］

（徴収部の所掌事務）

第四百四十八条　徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収（調査査察部等の所掌に属するものを除く。）及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項及び第四十一条の三第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

［五・六　略］

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　課税総括課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官、大阪国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査課、仙台国税局及び広島国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、札幌国税局、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課（以下「資料調査第一課等」という。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

（課税部の所掌事務）

第四百四十五条　課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（調査査察部の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

［三～七　同上］

（課税第一部の所掌事務）

第四百四十六条　課税第一部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十　同上］

十一　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（課税第二部及び調査査察部等の所掌に属するものを除く。）及び文書の送達（課税第二部の所掌に属するものを除く。）並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

十二　［同上］

（徴収部の所掌事務）

第四百四十八条　徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収（調査査察部等の所掌に属するものを除く。）及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

［五・六　同上］

（課税総括課の所掌事務）

第四百六十八条　課税総括課は、次に掲げる事務（東京国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官、大阪国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課、資料調査第三課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、課税第一部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査第一課、資料調査第二課及び統括国税実査官、福岡国税局にあっては、課税第一部の資料調査課及び統括国税実査官並びに課税第二部の資料調査課、仙台国税局及び広島国税局にあっては、課税第一部の資料調査課並びに課税第二部の資料調査課、札幌国税局、金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては、課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課（以下「資料調査第一課等」という。）の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして国税局長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

八　［略］

２　（資料総括課の所掌事務）

第四百六十八条の二　資料総括課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　略］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）のうち報告事項の提供に関するもの並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）のうち報告事項の提供に関するもの並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして国税局長が課税第一部の資料総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（管理運営課の所掌事務）

第四百八十八条　管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納税管理官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、機動課及び納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～九　略］

十　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項及び第四十一条の三第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

十一　［略］

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～七　略］

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして国税局長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

八　［同上］

２　（資料総括課の所掌事務）

第四百六十八条の二　資料総括課は、次に掲げる事務（課税総括課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～五　同上］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）のうち報告事項の提供に関するもの及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、国税局長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

七　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）のうち報告事項の提供に関するもの及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして国税局長が課税第一部の資料総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

（管理運営課の所掌事務）

第四百八十八条　管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納税管理官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、機動課及び納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～九　同上］

十　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する報告事項の管理及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

十一　［同上］

（課税総括課の所掌事務）

第五百二十五条　課税総括課は、次に掲げる事務（資料調査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～七　同上］

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関する事務で、沖縄国税事務所長が必要があると認めたものの指導及び監督並びにこれに必要な調査に関すること。

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

十　［略］

（徴収課の所掌事務）

第五百三十一条　徴収課は、次に掲げる事務（統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十三　略］

十四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項及び第四十一条の三第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

［十五・十六　略］

（統括国税徴収官の職務）

第五百五十二条　統括国税徴収官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～七　略］

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項及び第四十一条の三第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

［九・十　略］

2　［略］

（統括国税調査官の職務）

第五百五十三条　統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官及び酒類指導官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～五　略］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

七　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○財務省令第七十二号

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百二十六号）の施行に伴い、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十九日

財務大臣　片山さつき

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条から第十九条まで　削除

九　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査で、処理困難なものとして沖縄国税事務所長が課税総括課において調査させる必要があると認めたものについての調査を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

十　［同上］

（徴収課の所掌事務）

第五百三十一条　徴収課は、次に掲げる事務（統括国税徴収官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十三　同上］

十四　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収（令第九十二条の規定に基づく財務省令で別に定めるものを除く。）及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

［十五・十六　同上］

（統括国税徴収官の職務）

第五百五十二条　統括国税徴収官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税徴収官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～七　同上］

八　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に関すること。

［九・十　同上］

2　［同上］

（統括国税調査官の職務）

第五百五十三条　統括国税調査官は、命を受けて、次に掲げる事務（特別国税調査官及び酒類指導官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～五　同上］

六　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査及び文書の送達並びに外国居住者等所得相互免除法第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に関すること。

七　［同上］

附　則

（施行期日）

1　この省は、令和七年十二月三十一日から施行する。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正）

2　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（令和四年財務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の改正規定を次のように改める。

第十六条から第十九条まで　削除

第十六条の二を削る改正規定を削る。

○農林水産省令第五十五号

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）及び森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令

（森林経営管理法施行規則の一部改正）

第一条　森林経営管理法施行規則（平成三十年農林水産省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（経営管理権集積計画の作成に係る意向調査） **第三条**　法第五条の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。 一～三　（略） （不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者） **第八条**　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二　（略） 三　法第五条又は第四十五条第二項の規定による調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者 四　（略） （登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置） **第九条**　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。 一・二　（略） 三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書の交付を請求すること。 四　（略） （法第三十六条第一項の規定による民間事業者の公募） **第三十一条**　法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	（経営管理意向調査） **第三条**　法第五条の規定による経営管理意向調査は、次に掲げる事項について、書面により行うものとする。 一～三　（略） （不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者） **第八条**　令第一条第二号に規定する農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一・二　（略） 三　経営管理意向調査により判明した当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を有すると思料される者 四　（略） （登記名義人等が死亡又は解散していることが判明したときの不明森林共有者関連情報の提供を求める措置） **第九条**　市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。 一・二　（略） 三　登記名義人等が法人であり、合併により解散した場合には、合併後存続し、又は合併により設立された法人が記録されている法人の登記簿を備えると思料される登記所の登記官に対し、当該法人の登記事項証明書を求めること。 四　（略） （民間事業者の公募） **第三十一条**　法第三十六条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第三十六条第一項の規定による公募に係る民間事業者に関する情報の整理及び公表）

第三十二条　市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定による公募に応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2　法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第三十六条第一項の規定による公募に係る民間事業者の選定）

第三十三条　市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、同条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までに掲げる事項について提案を求めるものとする。

2・3　（略）

（集約化構想の基準）

第三十七条　法第四十三条第五項第二号の農林水産省令で定める基準は、当該集約化構想に定められている同条第三項第一号に掲げる一の森林につき同項第二号に掲げる適合事業者が一に限り定められていることとする。

（集約化構想の軽微な変更）

第三十八条　法第四十三条第七項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　個人である法第四十六条に規定する構想適合事業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む事業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う変更

三　前二号に掲げるもののほか、集約化構想に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

（集約化構想の案の公告）

第三十九条　法第四十三条第八項の規定による公告は、集約化構想を定め、又はこれを変更する旨及び当該集約化構想の案について、市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（集約化構想の公告）

第四十条　前条の規定は、法第四十三条第九項の規定による公告について準用する。

（法第四十四条第一項の規定による民間事業者の公募）

第四十一条　法第四十四条第一項の規定による公募は、毎年一回以上定期的に、当該公募の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（法第四十四条第一項の規定による公募に係る民間事業者に関する情報の整理及び公表）

第四十二条　市町村は、都道府県に対し、法第四十四条第一項の規定による公募に応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2　法第四十四条第二項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（民間事業者に関する情報の整理及び公表）

第三十二条　市町村は、都道府県に対し、法第三十六条第一項の規定により応募した民間事業者の中から、同条第二項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。

2　法第三十六条第二項の規定による公表は、インターネットその他の適切な方法により行うものとする。

（民間事業者の選定）

第三十三条　市町村は、法第三十六条第三項の規定により民間事業者を選定するときには、法第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者に対し、法第三十五条第二項第四号から第八号までの事項について提案を求めるものとする。

2・3　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（協議の場の設置の方法等）

第四十三条　法第四十五条第一項の規定による協議の場の設置は、あらかじめ協議の対象となる地域を公表する等により、幅広く適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者その他の当該地域の関係者の参加を求めて行うものとする。

２　法第四十五条第一項の規定による取りまとめは、その協議の結果として次に掲げる事項についてするものとする。

一　協議の場を設けた地域の範囲

二　協議の結果を取りまとめた年月日

三　法第四十三条第二項各号に掲げる事項

四　その他経営管理の集約化を図るために必要な事項

（集約化構想の作成に係る意向調査）

第四十四条　法第四十五条第二項の規定による調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　当該地域内の森林（同項の規定による調査を行う市町村が、当該地域において集約化構想を定めるために当該調査を行うことが必要かつ適当であると認めるものに限る。次号において同じ。）についての経営管理の現況

二　当該地域内の森林についての経営管理の見通し

三　その他参考となるべき事項

（関係権利者に関する情報の提供）

第四十五条　法第四十六条の求めは、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　申出者が経営管理を行うべきものとして定められた構想森林のうち当該求めに係る森林の所在

三　前号に規定する森林についての関係権利者に関する情報の利用目的

四　前三号に掲げるもののほか、市町村等が必要と認める事項

２　市町村等は、前項第二号に規定する森林についての関係権利者に関する情報を提供する場合には、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止及び利用目的の制限その他の当該情報の適切な管理のために必要な条件を付すことができる。

（林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請）

第四十六条　法第四十八条第一項の規定による要請は、要請書に当該要請に係る集約化構想及び地域森林計画の素案を添えて、これらを都道府県の知事に提出してするものとする。

（集約化構想の作成の申出）

第四十七条　法第五十条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。

一　申出者の氏名又は名称及び住所

二　当該申出に係る森林の区域

三　その他参考となるべき事項

（権利集積配分一括計画に定めるべき事項）

第四十八条　法第五十一条第二項第一号チの農林水産省令で定める事項は、市町村が設定を受ける経営管理権及び森林所有者が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同号ハからホまで及びトに掲げる事項を除く。）とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

2　法第五十一条第二項第二号リの農林水産省令で定める事項は、構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権並びに森林所有者及び市町村が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理実施権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項（同号ニからチまでに掲げる事項を除く。）とする。	
3　法第五十一条第四項第五号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
一　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地について当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って行おうとする経営管理の内容及びその実施期間	
二　構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地についての所有権の移転に係る法律関係に関する事項（法第五十一条第四項第四号に掲げる事項を除く。）	
（権利集積配分一括計画の公告）	
第四十九条　法第五十二条第一項の規定による公告は、権利集積配分一括計画を定めた旨及び当該権利集積配分一括計画について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	（新設）
（権利集積配分一括計画の作成手続の特例に関する準用）	
第五十条　第十一条から第二十条まで及び第二十二条から第二十八条までの規定は、法第五十三条において法第二章第二節の規定を準用する場合について準用する。	（新設）
（経営管理権集積計画等の作成の申出）	
第五十一条　法第六十一条の規定による経営管理権集積計画の作成の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してするものとする。	（新設）
一　申出者の名称及び主たる事務所の所在地	
二　当該申出に係る森林の所在	
三　その他参考となるべき事項	
2　前項の規定は、法第六十一条の規定による集約化構想の作成の申出について準用する。この場合において、同項第二号中「所在」とあるのは「区域」と読み替えるものとする。	
（災害等防止措置の命令書）	（災害等防止措置の命令書）
第五十二条　法第六十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第三十七条**　法第四十二条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第六十三条第一項各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨	四　法第四十三条第一項各号に該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨
（災害等防止措置に要した費用）	（災害等防止措置に要した費用）
第五十三条　市町村の長は、法第六十三条第二項の規定により当該災害等防止措置に要した費用を負担させようとする場合は、当該災害等防止措置を命じた森林所有者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。	**第三十八条**　市町村の長は、法第四十三条第二項の規定により当該災害等防止措置に要した費用を負担させようとする場合は、当該災害等防止措置を命じた森林所有者に対し負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

（森林法施行規則の一部改正）

第二条　森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

（地域森林計画の協議等の手続）

第三条　法第六条第五項第一号から第三号までの規定による農林水産大臣への協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後（法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後。次項において同じ。）、法第五条第二項第八号及び同条第三項に規定する事項に係るものを除き、法第六条第七項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。

2　法第六条第五項第三号の規定による同号に規定する当該市町村の長（以下この項において単に「当該市町村の長」という。）への協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、前項の規定による農林水産大臣への協議の前に、地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第七号に規定する事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定に基づく要請に係る部分を記載した書類を当該市町村の長に提出してするものとする。

3　法第六条第五項第四号又は第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、それぞれ地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第八号又は同条第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）

第十四条　法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　道路、鉄道、電線その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に対し、著しく被害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は当該設備若しくは建築物の用途を著しく妨げている立木を伐採する場合であって、その伐採の面積が著しく小さい場合

六　（略）

（施業施設協定に関する準用）

第二十九条の二　第二十四条及び第二十七条（第一項第三号を除く。）から第二十九条までの規定は、法第十条の十一の九第三項において法第十条の十一（第四項及び第五項に限る。）から法第十条の十一の八までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第二号中「区域」とあるのは「区域及び施業施設の位置」と、第二十八条中「施業実施協定の対象とする森林である旨の明示」とあるのは「明示」と、「当該森林の」とあるのは「、施業施設協定の対象とする森林である旨のものについては当該森林の」と、「設置」とあるのは「設置してするものとし、施業施設協定の対象とする施業施設である旨のものについては当該施業施設内の見やすい場所に当該施業施設の位置を表示した標識を設置してするものとし、施業施設協定の対象とする施業施設が存する旨のものについてはその敷地である土地の区域内の見やすい場所に当該施業施設の位置を表示した標識を設置」と読み替えるものとする。

第二十九条の三・第二十九条の四　（略）

（公告事項）

第二十九条の五　法第十条の十二の三第五号の農林水産省令で定める事項は、同条の規定による公告の日から起算して二月以内に同条第四号の規定による申出がないときは、法第十条の十二の五第一項の規定により都道府県知事が法第十条の十二の四の規定による申請をした確知森林共有者が当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

第二十九条の六・第二十九条の七　（略）

改正前

（地域森林計画の協議等の手続）

第三条　法第六条第五項第一号及び第二号の規定による協議は、同条第三項の規定による意見の聴取の後（法第三十九条の四第三項の異議の申立てがあつたときは、法第六条第三項及び第三十九条の四第三項の規定による意見の聴取の後）、法第五条第二項第八号及び第三項に規定する事項に係るものを除き、法第六条第七項の規定により公表しようとする地域森林計画並びにその対象とする森林において樹種、林相、林齢及び森林所有者を同じくする森林ごとに明らかにされた森林の面積、立木の材積、森林の年間成長量その他の森林の現況に関する資料並びに森林計画区ごとに明らかにされた造林面積、伐採立木材積その他の森林施業の実施に関する資料を農林水産大臣に提出してするものとする。

（新設）

2　法第六条第五項第三号又は第六項の規定による届出は、同条第三項の規定による意見の聴取の後、それぞれ地域森林計画に記載しようとする法第五条第二項第八号又は第三項に規定する事項を記載した書類を農林水産大臣に提出してするものとする。

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）

第十四条　法第十条の八第一項第十一号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

一～四　（略）

（新設）

五　（略）

（新設）

第二十九条の二・第二十九条の三　（略）

（公告事項）

第二十九条の四　法第十条の十二の三第五号の農林水産省令で定める事項は、同条の規定による公告の日から起算して六月以内に同条第四号の規定による申出がないときは、法第十条の十二の五第一項の規定により都道府県知事が法第十条の十二の四の規定による申請をした確知森林共有者が当該申請に係る不確知立木持分又は不確知土地使用権を取得すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

第二十九条の五・第二十九条の六　（略）

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）

第三十八条　（略）

一・二　（略）

三　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。）が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が森林経営管理法第六十二条第一項に規定する災害等防止措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期）に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

四～八　（略）

九　当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第六十二条第一項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。

（森林組合法施行規則の一部改正）

第三条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（森林組合の員外利用制限の特例） **第一条**　森林組合法（以下「法」という。）第九条第九項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、次に掲げる法人とする。 一～三　（略） 四　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第五十七条の規定に基づき経営管理支援法人としての指定を受けた法人であって、同法第五十八条各号に掲げる業務について当該森林組合の事業を利用しようとするもの 五　森林組合連合会（当該森林組合が会員となっているものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの イ　法第百一条第一項第一号の三に掲げる事業又は法第百一条の二第一項に規定する森林経営事業を行うもの ロ　法第百一条第八項の規定により、国、地方公共団体その他第百六条第一項に規定する法人に法第百一条第一項第二号に掲げる事業その他第百六条第二項に規定する事業を利用させるために当該森林組合の事業を利用しようとするもの	（森林組合の員外利用制限の特例） **第一条**　森林組合法（以下「法」という。）第九条第九項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、次に掲げる法人とする。 一～三　（略） （新設） 四　法第百一条第一項第一号の三に掲げる事業又は法第百一条の二第一項に規定する森林経営事業を行う森林組合連合会（当該森林組合が会員となっているものに限る。）

（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準）

第三十八条　法第十一条第五項第二号イ（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの（以下「計画的間伐対象森林」という。）につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の百分の三十五以下とされていること。

イ～ハ　（略）

ニ　当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度（第五十三条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。）が十分の八以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法（当該森林が森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十二条第一項に規定する災害等防止措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期）に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が十分の八以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

四～八　（略）

九　当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第四十二条第一項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。

２　法第九条第九項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第三号及び第四号並びに第二項第二号から第六号まで、第八号及び第八号の二に掲げる事業（同条第一項第三号並びに第二項第二号、第四号、第八号及び第八号の二に掲げる事業にあっては前項第四号及び第五号に掲げる法人に利用させる場合を除き、同条第二項第四号に掲げる事業にあっては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業及び同条第一項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

（森林組合連合会の員外利用制限の特例）

第百六条　法第百一条第八項の農林水産省令で定める営利を目的としない法人は、第一条第一項第一号から第四号までに掲げる法人とする。

２　法第百一条第八項の農林水産省令で定める事業は、同条第一項第一号の二、第一号の三、第四号から第八号まで、第十号及び第十号の二に掲げる事業（同条第一項第一号の三、第四号、第六号、第十号及び第十号の二に掲げる事業にあっては第一条第一項第四号に掲げる法人に利用させる場合を除き、法第百一条第一項第六号に掲げる事業にあっては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業及び同項第二号に掲げる事業に附帯する事業とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合に関する経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の森林法施行規則第十四条第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる伐採について適用し、施行日前にされた伐採については、なお従前の例による。

（共有者不確知森林に係る公告に関する経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の森林法施行規則第二十九条の五の規定は、施行日以後に森林法第十条の十二の二第一項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告について適用し、施行日前に同項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告については、なお従前の例による。

（森林組合の事業に係る員外利用制限の特例に関する経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の森林組合法施行規則第一条第一項第四号及び第五号並びに同条第二項の規定は、森林組合が施行日以後に開始する事業年度においてその事業を利用させる場合について適用し、森林組合が施行日前に開始した事業年度においてその事業を利用させる場合については、なお従前の例による。

（森林組合連合会の事業に係る員外利用制限の特例に関する経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の森林組合法施行規則第百六条第一項及び第二項の規定は、森林組合連合会が施行日以後に開始する事業年度においてその事業を利用させる場合について適用し、森林組合連合会が施行日前に開始した事業年度においてその事業を利用させる場合については、なお従前の例による。

法規的告示

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省、告示第十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十七第七項第二号への規定に基づき、租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示（平成三十年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びヘの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、事務、方法及び所轄庁を定める告示 1　租税特別措置法施行令（次項において「令」という。）第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びヘに規定する業務、事業又は事務及び所轄庁は、別表の上欄に掲げる公益法人等（同項に規定する公益法人等をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。 2　令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)、ホ及びヘに規定する方法は、次に掲げる要件を満たすことにつき、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁の証明を受けた基金に組み入れる方法とする。 一　［略］ 二　当該基金が、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる業務、事業又は事務に充てられることが確実であること。 三　［略］ 四　当該基金への財産の組入れ、当該基金に組み入れた財産の運用、当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること（当該基金が公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。以下この号及び次号並びに別表において同じ。）に係るものである場合には、当該合議制の機関を設置していること又は当該公益信託の信託行為において、当該重要事項について当該公益信託の信託管理人（同法第四条第二項第二号に規定する信託管理人をいう。次号において同じ。）の同意を得る旨の定めがあること。）。 五　当該基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈（以下この号において「贈与等」という。）をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額（当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。）その他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査（当該基金が公益信託に係るものである場合には、当該公益信託の信託管理人の承認）を受けたものを、毎事業年度（当該基金が公益信託に係るものである場合には、毎信託事務年度）終了後三月以内に、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度（当該基金が公益信託に係るものである場合には、信託事務年度）の翌年度の開始の日から五年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地（当該基金が公益信託に係るものである場合には、当該公益信託の受託者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）に保存することとしていること。	租税特別措置法施行令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホの規定に基づき、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が財務大臣と協議して定める業務、事業、方法及び所轄庁を定める告示 1　租税特別措置法施行令（次項において「令」という。）第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホに規定する業務又は事業及び所轄庁は、別表の上欄に掲げる公益法人等（同項に規定する公益法人等をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。 2　令第二十五条の十七第七項第二号イ、ロ(2)及びホに規定する方法は、次に掲げる要件を満たすことにつき、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁の証明を受けた基金に組み入れる方法とする。 一　［同上］ 二　当該基金が、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる業務又は事業に充てられることが確実であること。 三　［同上］ 四　当該基金への財産の組入れ、当該基金に組み入れた財産の運用、当該基金に組み入れた財産の運用によって生じた利子その他の収入金の使途等基金の管理及び運用に関する重要事項について審議する合議制の機関を設置していること。 五　当該基金に組み入れた財産の種類、贈与又は遺贈（以下この号において「贈与等」という。）をした者の当該財産の取得価額、当該財産の贈与等の時における価額（当該贈与等に係る財産の譲渡をし、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって資産を取得した場合には当該譲渡による収入金額、当該資産の種類及び取得価額を含む。）及びその他参考となるべき事項を記載した基金明細書であって監事の監査を受けたものを、毎事業年度終了後三月以内に、別表の上欄に掲げる公益法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる所轄庁に提出するとともに、その写しを作成した日の属する事業年度の翌年度の開始の日から五年間、当該公益法人等の主たる事務所の所在地に保存することとしていること。

別表

公益法人等	業務、事業又は事務	所轄庁
［略］		
公益信託の受託者	公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務	公益信託に関する法律第三条に規定する行政庁

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表

公益法人等	業務又は事業	所轄庁
［同上］	［項を加える。］	

附　則

この告示は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○財務省告示第三百三十二号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件（令和七年四月財務省告示第九十七号）の一部を次のように改正し、令和七年十二月十六日から適用する。

令和七年十二月十九日

財務大臣　片山さつき

別表　一　一般会計　(1)　歳出予算（繰越経費を含む。）を次のように改める。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	アイヌ政策推進費のうち アイヌ政策推進交付金
		地方創生支援費のうち 新しい地方経済・生活環境創生交付金
		地方創生地域産業基盤整備事業推進費
		地方創生基盤整備事業推進費
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄振興特定事業推進費
		沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち 沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金
		沖縄教育振興事業費
		沖縄開発事業費
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		地方創生推進費
	こども家庭庁	児童福祉施設等整備費のうち 児童福祉施設等災害復旧費補助金
		就学前教育・保育施設整備交付金
		次世代育成支援対策施設整備交付金
	総務省	情報通信技術利用環境整備費のうち 放送ネットワーク整備支援事業費補助金
		電波利用料財源電波監視等実施費のうち 無線システム普及支援事業費等補助金
	消防庁	消防防災体制等整備費のうち 消防防災施設整備費補助金
	外務省	分野別外交費のうち 安全保障能力強化等援助費
		経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費
	文部科学省	高等教育振興費のうち 国立大学改革・研究基盤強化推進補助金
		私立学校振興費のうち 私立学校建物其他災害復旧費補助金
		私立大学等経常費補助金
		私立高等学校等経常費助成費補助金
		私立学校施設整備費補助金
		私立大学等研究推進費補助金
		国立大学法人施設整備費
		公立文教施設整備費のうち 部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金
		公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
		公立社会教育施設災害復旧費補助金
		公立学校施設整備費負担金
		公立諸学校建物其他災害復旧費負担金
		学校施設環境改善交付金

	スポーツ庁	私立学校振興費
	文化庁	文化財保存事業費のうち
		国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
		国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
		史跡等購入費補助金
厚生労働省	厚生労働本省	医療提供体制基盤整備費のうち
		医療施設等施設整備費補助金
		医療施設等災害復旧費補助金
		医療介護提供体制改革推進交付金
		医療提供体制施設整備交付金
		保健衛生施設整備費
		社会福祉施設整備費のうち
		地方改善施設整備費補助金
		社会福祉施設等施設整備費補助金
		社会福祉施設等災害復旧費補助金
		障害保健福祉費のうち
		心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
		介護保険制度運営推進費のうち
		社会福祉施設等災害復旧費補助金
		医療介護提供体制改革推進交付金
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費のうち
		施設整備費
農林水産省	農林水産本省	新市場創出対策費のうち
		新市場創出対策整備費補助金
		農林水産物・食品輸出促進対策費のうち
		農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
		食料安全保障確立対策費のうち
		食料安全保障確立対策整備交付金
		担い手育成・確保等対策費のうち
		担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金
		農地集積・集約化等対策費のうち
		農地集積・集約化等対策整備交付金
		農業生産基盤整備推進費のうち
		特殊自然災害対策整備費補助金
		農業水利施設保全管理整備交付金
		海岸事業費
		国産農産物生産基盤強化等対策費のうち
		国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金
		国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金
		新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金
		国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金
		牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費のうち
		牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金
		農業・食品産業強化対策費のうち
		農業・食品産業強化対策整備交付金
		農林水産業環境政策推進費のうち
		農林水産業環境政策推進整備交付金
		農業農村整備事業費
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		農山漁村活性化対策費のうち
		農山漁村活性化対策整備交付金
		農山漁村情報通信環境整備交付金
		農山漁村地域整備事業費
		風水害等対策費
		農業施設災害復旧事業費
		農業施設災害関連事業費
	林野庁	治山事業費
		森林整備事業費のうち
		森林環境保全整備事業費
		森林整備事業調査費
		森林環境保全整備事業費補助
		水源林造成事業費補助
		後進地域特例法適用団体補助率差額
		美しい森林づくり基盤整備交付金
		森林整備・林業等振興対策費のうち
		森林整備・林業等振興整備交付金
		山林施設災害復旧事業費
		山林施設災害関連事業費
	水産庁	水産業振興対策費のうち
		水産業振興対策地方公共団体整備費補助金
		漁村活性化対策費のうち
		漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金
		海岸事業費
		水産業強化対策費のうち
		水産業強化対策整備交付金
		水産基盤整備費
		漁港施設災害復旧事業費
		漁港施設災害関連事業費

経済産業省	経済産業本省	工業用水道事業費
		産業保安確保費のうち
		休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金
国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費
		住宅対策諸費のうち
		住宅建設事業調査費
		港湾環境整備事業費
		道路環境改善事業費
		水資源開発事業費
		国営公園等事業費
		都市水環境整備事業費
		上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費
		水道施設整備費
		下水道事業費
		市街地防災事業費
		住宅防災事業費
		都市公園防災事業費
		下水道防災事業費
		河川整備事業費
		多目的ダム建設事業費
		総合流域防災事業費
		砂防事業費
		防災・減災対策等強化事業推進費
		海岸事業費
		鉄道安全対策事業費
		道路交通安全対策事業費
		港湾事業費
		地域連携道路事業費のうち
		地域連携道路事業費
		営繕宿舎費
		道路調査費
		地域連携道路事業費補助
		高速道路連結部整備事業費補助
		高速道路自動車駐車場整備事業費補助
		道路調査費補助
		後進地域特例法適用団体補助率差額
		特定連絡道路工事資金貸付金
		整備新幹線建設推進高度化等事業費
		整備新幹線整備事業費
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
		都市再生・地域再生整備事業費のうち
		都市開発事業調査費
		都市構造再編集中支援事業費補助
		市街地再開発事業費補助
		都市再生推進事業費補助
		都市開発資金貸付金
		鉄道網整備事業費
		都市・地域交通整備事業費
		道路交通円滑化事業費
		社会資本整備円滑化地籍整備事業費
		社会資本総合整備事業費
		官民連携基盤整備推進調査費
		離島振興費のうち
		小笠原諸島振興開発事業費補助
		離島振興事業費
		北海道開発事業費
		北海道特定特別総合開発事業推進費
		官庁営繕費のうち
		施設整備費
		河川等災害復旧事業費
		住宅施設災害復旧事業費
		鉄道施設災害復旧事業費
		河川等災害関連事業費
海上保安庁		船舶交通安全基盤整備事業費
		船舶交通安全基盤災害復旧事業費
環境省	環境本省	資源循環政策推進費のうち
		廃棄物処理施設整備交付金
		廃棄物処理施設整備費
		環境保全施設整備費のうち
		施設整備費
		環境保全施設整備交付金
		自然公園等事業費
		自然公園等施設災害復旧事業費
		廃棄物処理施設災害復旧事業費

防衛省	防衛本省	防衛力基盤強化推進費のうち
		装備品取得等業務効率化推進庁費
		公務員宿舎施設費
		提供施設等整備費
		不動産購入費
		障害防止対策事業費補助金
		教育施設等騒音防止対策事業費補助金
		施設周辺整備助成補助金
		道路改修等事業費補助金
		施設周辺整備統合事業費補助金
		再編推進事業費補助金
		特定防衛施設周辺整備調整交付金
		移転等補償金
		施設運営等関連補償費
		防衛力基盤強化施設整備費のうち
		施設整備費
		公務員宿舎施設費
		不動産購入費
		武器車両等整備費のうち
		武器購入費
		通信機器購入費
		車両購入費
		弾薬購入費
		諸器材購入費
		艦船整備費のうち
		艦船修理費
		艦船建造費のうち
		艦艇建造費
		支援船建造費
		航空機整備費
		在日米軍等駐留関連諸費のうち
		提供施設等整備費
		提供施設移設整備費
		合衆国軍隊特別協定訓練資機材調達費支出金
	防衛装備庁	防衛力基盤強化推進費のうち
		試作品費
		装備品安定製造等確保事業費
		防衛技術研究開発委託費
		防衛イノベーション科学技術実証型研究委託費
		防衛技術研究開発補助金
		防衛力基盤強化施設整備費のうち
		施設整備費

別表　１　一般会計　(3)　国庫債務負担行為を次のように改める。

所管	組織	事項
内閣府	内閣本府	沖縄公立学校施設整備費負担
		沖縄堰堤維持
		沖縄堰堤公物管理補助業務
		沖縄地域連携道路事業
		沖縄道路整備事業発注者支援業務
		沖縄道路交通円滑化事業
		沖縄道路維持
		沖縄道路公物管理補助業務
		民間資金等活用沖縄無電柱化推進等事業
		沖縄道路修繕事業
		沖縄港湾改修事業
		競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
		沖縄道路交通安全施設等整備事業
		沖縄交通事故重点対策道路事業
		沖縄無電柱化推進事業
		沖縄かんがい排水事業
		沖縄道路更新防災等対策事業費補助
		沖縄農業農村整備事業費補助
		沖縄水産基盤整備事業費補助
外務省	外務本省	経済開発等援助
文部科学省	文部科学本省	国立大学法人施設整備費補助
		公立学校施設整備費負担
農林水産省	農林水産本省	海岸保全施設整備事業
		競争導入公共サービス土地改良事業現場技術業務
		かんがい排水事業
		農業水利施設管理
		農業水利施設管理業務
		農用地再編整備事業
		総合農地防災事業
		農業競争力強化基盤整備事業費補助
		農村整備事業費補助
		農村地域防災減災事業費補助
	林野庁	治山事業
		国有林野内治山事業
		治山事業費補助
		森林環境保全整備事業
		国有林野地ごしらえ・植栽等事業
		国有林間伐等事業
		森林環境保全整備事業費補助

	水　産　庁	特定漁港漁場整備事業
		水産物供給基盤整備事業費補助
		水産資源環境整備事業費補助
国土交通省	国土交通本省	港湾廃棄物処理施設整備事業費補助
		沿道環境改善事業
		道路整備事業等発注者支援業務
		無電柱化推進事業
		民間資金等活用無電柱化推進等事業
		現場事務所等営繕
		無電柱化推進事業費補助
		国営公園整備
		国営公園等整備
		国営公園等事業発注者支援業務
		国営公園維持管理
		国営公園等維持管理
		国際園芸博覧会政府出展事業
		都市公園事業費補助
		総合水系環境整備事業
		治水事業等発注者支援業務
		河川都市基盤整備事業
		河川改修事業
		治水事業用地補償総合技術業務
		車両管理業務
		河川維持修繕
		河川等公物管理補助業務
		建設機械購入
		堰堤維持
		河川総合開発事業
		流況調整河川事業
		河川工作物関連応急対策事業
		堰堤改良事業
		堰堤改良費補助
		特定洪水対策等推進事業費補助
		特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助
		多目的ダム建設事業
		総合流域防災対策事業
		砂防事業
		地すべり対策事業
		砂防管理
		特定緊急砂防事業
		特定緊急地すべり対策事業
		特定土砂災害対策推進事業費補助
		海岸保全施設整備事業
		海岸事業発注者支援業務

	競争導入公共サービス海岸事業港湾情報処理システム等機能提供業務
	海岸維持管理
	海岸保全施設整備事業費補助
	道路更新防災対策事業
	道路維持
	道路除雪
	道路公物管理補助業務
	民間資金等活用交通連携道路等事業
	民間資金等活用道路修繕等事業
	道路修繕事業
	雪寒地域道路交通確保事業
	交通連携道路事業
	道路交通安全施設等整備事業
	交通事故重点対策道路事業
	道路更新防災等対策事業費補助
	交通連携道路事業費補助
	道路交通安全施設等整備事業費補助
	港湾改修事業
	港湾整備事業等発注者支援業務
	競争導入公共サービス港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
	港湾作業船建造
	港湾作業船整備
	特定離島港湾施設整備事業
	特定離島港湾施設整備事業発注者支援業務
	競争導入公共サービス特定離島港湾施設整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
	特定離島港湾維持管理
	港湾改修事業費補助
	地域連携道路事業
	道路整備事業用地補償総合技術業務
	地域連携道路事業費補助
	都市再生推進事業費補助
	道路交通円滑化事業
	離島港湾改修事業
	離島港湾整備事業発注者支援業務
	競争導入公共サービス離島港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
	離島かんがい排水事業
	競争導入公共サービス離島土地改良事業現場技術業務
	離島海岸保全施設整備事業費補助

		離島治山事業費補助			北海道港湾改修事業費補助
		離島道路更新防災等対策事業費補助			北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助
		離島港湾改修事業費補助			北海道農村整備事業費補助
		離島農業農村整備事業費補助			北海道森林環境保全整備事業費補助
		離島水産基盤整備事業費補助			北海道水産基盤整備事業費補助
		北海道海岸保全施設整備事業			北海道農村地域防災減災事業費補助
		北海道海岸事業発注者支援業務			官庁営繕
		北海道国有林野内治山事業			道路災害復旧事業
		北海道河川改修事業			河川大規模災害関連事業
		北海道治水事業発注者支援業務		海上保安庁	大型巡視船等整備
		北海道河川維持修繕			大型巡視艇代船建造
		北海道河川等公物管理補助業務			大型測量船代船建造
		北海道堰堤維持	防衛省	防衛本省	民間資金等活用公務員宿舎整備等事業
		北海道河川総合開発事業			提供施設等整備
		北海道河川工作物関連応急対策事業			障害防止対策施設整備
		石狩川幾春別川総合開発建設工事			障害防止対策事業費補助
		北海道堰堤改良事業			教育施設等騒音防止対策事業費補助
		北海道砂防事業			施設周辺整備助成補助
		北海道道路更新防災対策事業			道路改修等事業費補助
		北海道道路整備事業発注者支援業務			教育訓練用器材借入れ等
		北海道地域連携道路事業			装備品取得等効率化推進業務
		北海道道路交通円滑化事業			教育訓練用器材購入
		北海道道路維持			教育訓練用器材整備
		北海道道路除雪			自衛隊施設整備
		北海道道路公物管理補助業務			公務員宿舎改修等
		民間資金等活用北海道無電柱化推進等事業			武器購入
		北海道建設機械購入			通信機器購入
		北海道道路修繕事業			車両購入
		北海道雪寒地域道路交通確保事業			弾薬購入
		北海道港湾改修事業			諸器材購入
		競争導入公共サービス北海道港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務			武器車両等整備
					民間資金等活用通信衛星整備等事業
		北海道総合水系環境整備事業			艦船整備
		北海道道路交通安全施設等整備事業			特定防衛調達艦船整備
		北海道交通事故重点対策道路事業			艦船建造
		北海道無電柱化推進事業			航空機購入
		北海道かんがい排水事業			航空機整備
		北海道農用地再編整備事業			特定防衛調達航空機整備
		北海道特定漁港漁場整備事業			提供施設移設整備
		北海道特定漁港漁場整備事業発注者支援業務		防衛装備庁	装備品安定製造等確保事業
		北海道治山事業費補助			研究開発
		北海道特定土砂災害対策推進事業費補助			自衛隊施設整備

別表　２　特別会計　(2)　国庫債務負担行為を次のように改める。

所　管	特別会計	事　項
農林水産省	食料安定供給	
	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業
国土交通省	自動車安全	
	空港整備勘定	空港整備
		空港整備事業発注者支援業務
		競争導入公共サービス空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
		現場事務所営繕
		航空旅客動態調査業務
		空港整備事業費補助
		北海道空港整備
		競争導入公共サービス北海道空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
		北海道航空旅客動態調査業務
		北海道空港整備事業費補助
		離島空港整備
		離島空港整備事業費補助
		沖縄空港整備
		競争導入公共サービス沖縄空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
		沖縄航空旅客動態調査業務
		航空路整備
		空港災害復旧事業

その他告示

○農林水産省告示第千九百三十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年十月九日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和10年10月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第16040号	化成肥料	くみあい尿素化成日の本２号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第81927号	液状肥料	神協Ｎプラス	神協産業株式会社	山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の１
生第81928号	汚泥肥料	浄水2001	山鹿市	熊本県山鹿市山鹿987番地３
生第81934号	硫黄及びその化合物	フェロサンド	富士チタン工業株式会社	兵庫県神戸市北区道場町生野96番地の１
生第88266号	化成肥料	苦土有機入り化成特020	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第88273号	液状肥料	液状プロY505	ダン化学株式会社	静岡県藤枝市高田169番地の12
生第93543号	配合肥料	シゼン有機入り配合１号	株式会社シゼン	鹿児島県曽於市財部町下財部1611番地２
生第93546号	汚泥肥料	KOPC汚泥肥料	阿寒農業協同組合	北海道釧路市阿寒町北新町一丁目４番１号
生第93547号	汚泥肥料	Tパワー堆肥Ⅰ	株式会社テクア	愛知県常滑市白山町一丁目200番地
生第105549号	液状肥料	亜リン酸液肥３号	有限会社日本医薬品開発研究所	北海道勇払郡むかわ町花園３丁目25番地
生第105552号	液状肥料	AG―525	アグリ技研株式会社	福岡県久留米市国分町1151―１
生第105580号	混合堆肥複合肥料	堆肥入り複合肥料075号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
輸第13789号	化成肥料	複合肥料14―14―14A号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第105582号	液状肥料	ギガフォル	三井物産アグロビジネス株式会社	東京都中央区日本橋小伝馬町１番５号

有効期間が令和10年10月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第55899号	化成肥料	くみあい有機入り尿素化成肥料高度264号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第69783号	家庭園芸用複合肥料	点滴型複合液肥１号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第69784号	家庭園芸用複合肥料	点滴型複合液肥２号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第69785号	家庭園芸用複合肥料	点滴型複合液肥３号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第69786号	家庭園芸用複合肥料	点滴型複合液肥４号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第69787号	家庭園芸用複合肥料	点滴型複合液肥５号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第69788号	家庭園芸用複合肥料	点滴型複合液肥６号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号
生第102877号	汚泥肥料	ライトストライク垂井	株式会社日本環境管理センター	岐阜県海津市平田町三郷493番地
生第102878号	汚泥肥料	あじエコ	株式会社日本環境管理センター	岐阜県海津市平田町三郷493番地
生第102879号	汚泥肥料	養老の土づくり	株式会社日本環境管理センター	岐阜県海津市平田町三郷493番地
生第102895号	化成肥料	ペレットアニマルエース682号	網中産業株式会社	千葉県東金市山田1312番
生第107590号	副産肥料	回収リン酸肥料α	太平洋セメント株式会社	東京都文京区小石川一丁目１番１号
生第107594号	化成肥料	有機苦土ホウ素入りやさい名人451号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地

有効期間が令和10年10月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第85512号	汚泥肥料	バイオテック熟成	北海道衛生工業株式会社	北海道札幌市東区丘珠町647番地５
生第91398号	液状肥料	亜燐カル	アグリワークス株式会社	埼玉県越谷市千間台西四丁目14番地22
生第91399号	液状肥料	MK　液肥654号	株式会社マカショー	静岡県藤枝市五十海四丁目５番10号
生第91401号	家庭園芸用複合肥料	エード12号	KINCHO園芸株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号

有効期間が令和13年10月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第81941号	化成肥料	苦土有機入り化成338号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第93531号	混合りん酸肥料	シリカゲル入りけい酸りん肥１号	有限会社サン・クローバー	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第93541号	配合肥料	直播一発ダイレクトワン	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第93548号	化成肥料	尿素入り高度化成434	株式会社アグリテクノ	北海道札幌市中央区大通西八丁目２番地30
生第93549号	化成肥料	新有機入り化成肥料888	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
生第93550号	化成肥料	中日本苦土有機入り化成088特号	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第93551号	化成肥料	中日本高度化成682	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
生第105532号	化成肥料	くみあいジシアン亜りん酸入り化成580	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第105547号	混合りん酸肥料	3.0混合りん酸肥料特号	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地１
生第105548号	配合肥料	カルパワー110号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第105558号	液状肥料	ST―01	OATアグリオ株式会社	東京都千代田区神田小川町一丁目３番１号
輸第11066号	熔成りん肥	20.0熔成りん肥６号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第11067号	硫酸加里	硫酸加里　50.0	JFE商事株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番５号
輸第13787号	被覆窒素肥料	被覆窒素１号	鐘山グリーンテック株式会社	大阪府岸和田市上野町西25番28号
輸第13790号	配合肥料	TGアンカーCE243G	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
輸第13791号	配合肥料	TGアンカーCE405G	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
輸第13792号	配合肥料	TGアンカーCE041G	TGアルバ株式会社	兵庫県加古川市別府町西脇三丁目19番地
輸第13794号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニア20.5	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目４番19号
輸第13795号	尿素	尿素	イーストロングジャパン株式会社	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目902―１
輸第13797号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油かす421	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第13798号	化成肥料	とかち11―８―８NN	農事組合法人十勝協同生産組合	北海道帯広市西八条南四丁目10番地
輸第13801号	鉱さいけい酸質肥料	ケイカル25	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第105556号	化成肥料	有機入り化成R082	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
輸第105557号	被覆窒素肥料	樹脂被覆尿素44	ラクトップ有限会社	大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
輸第105559号	配合肥料	Sustane　16―１―８Medium	株式会社ディア・フォロン	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目10番11号
輸第105560号	化成肥料	Sustane　４―5.5―４Fine	株式会社ディア・フォロン	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目10番11号
輸第105561号	化成肥料	Sustane　4.5―３―９Fine	株式会社ディア・フォロン	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目10番11号
輸第105562号	化成肥料	Sustane　６―２―４Turf Revival	株式会社ディア・フォロン	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目10番11号
輸第105563号	化成肥料	Sustane　８―1.5―15Mine	株式会社ディア・フォロン	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目10番11号
輸第105564号	化成肥料	Sustane　9.5―２―７Fine	株式会社ディア・フォロン	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目10番11号
輸第105565号	被覆窒素肥料	樹脂被覆尿素B	株式会社みのり	静岡県三島市西本町４番５号
輸第105569号	化成肥料	AS緩効性化成肥料10	朝日物産株式会社	東京都千代田区外神田四丁目14番２号
輸第105570号	干蚕蛹粉末	干蚕蛹粉末	東信化学工業株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目５番19号
輸第105571号	ひまし油かす及びその粉末	SGひまし油粕３号	株式会社昭和技研	東京都千代田区麹町三丁目５番地２
輸第105572号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第105586号	被覆窒素肥料	34.0被覆窒素	株式会社横浜グリーン	神奈川県横浜市中区不老町一丁目１番５号
輸第105587号	水酸化苦土肥料	水マグ60	潤鳴通商株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目23番５号８F
外第105575号	硫酸苦土肥料	25硫酸苦土肥料	大石橋愛思凱鉱産有限公司	中華人民共和国　大石橋市金橋管理区李屯村
			ナイカイ商事株式会社（国内管理人）	東京都港区六本木七丁目15番14号
外第105576号	ほう酸塩肥料	36ほう酸塩肥料	大石橋愛思凱鉱産有限公司	中華人民共和国　大石橋市金橋管理区李屯村
			ナイカイ商事株式会社（国内管理人）	東京都港区六本木七丁目15番14号

有効期間が令和13年10月10日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第50099号	化成肥料	複合バーディーグリーン	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第50163号	化成肥料	複合ウッドエース	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第55843号	化成肥料	尿素有機入りアニマック化成S特020	日新化成工業株式会社	愛知県蒲郡市浜町47番地
生第61186号	化成肥料	くみあい硫加燐安684	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第66811号	化成肥料	くみあい尿素入り複合燐加安484号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号

生第66843号	化成肥料	苦土尿素入り燐加安高度化成286	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第69756号	化成肥料	良質米専用化成286号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第69757号	化成肥料	くみあい複合燐加安008号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第69774号	化成肥料	クラウン高度化成473号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第72231号	硫酸加里	硫酸加里	エア・ウォーター・パフォーマンスケミカル株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1310番
生第72242号	化成肥料	くみあい窒素加里化成25号	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第76372号	化成肥料	くみあい化成13号	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第76374号	化成肥料	くみあい苦土ほう素尿素入り化成高度290号	協同肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第76376号	化成肥料	丸菱高度化成肥料燐加安473号	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地
生第76385号	化成肥料	丸菱高度化成肥料燐加安264号	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目22番地
生第76387号	化成肥料	くみあい化成高度525号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海３丁目３番１号
生第76390号	配合肥料	ロックアルファーR	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第76394号	硫酸苦土肥料	23硫酸苦土肥料	赤穂化成株式会社	兵庫県赤穂市坂越329番地
輸第6463号	化成肥料	りん安Z―2153	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第6464号	化成肥料	りん安Z―1261	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第102869号	化成肥料	はれやかたろう	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
輸第102904号	被覆窒素肥料	43.0被覆窒素―60	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12
輸第102905号	被覆窒素肥料	43.0被覆窒素―120	アイアグリ株式会社	茨城県土浦市北神立町２番地12

有効期間が令和13年10月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第74187号	化成肥料	尿素入り高度複合T666	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第78746号	化成肥料	くみあい尿素入りIB化成S864	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第78752号	化成肥料	尿素有機入り化成肥料370号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第78753号	化成肥料	ほう素入り高度化成402号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第85489号	被覆窒素肥料	くみあい42被覆尿素LPコート120	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第85491号	混合りん酸肥料	BM苦土重焼燐混合園地改良肥料１号	上田石灰製造株式会社	岐阜県大垣市赤坂町3751番地
生第85492号	混合りん酸肥料	混合りん酸肥料３号	グリン産業有限会社	石川県白山市鶴来水戸町ネ80番地
生第91396号	成形複合肥料	粒状固形肥料B166	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番３
輸第5877号	硝酸苦土肥料	マグニサル１号	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第5878号	りん酸加里	りん酸一カリウム１号	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千九百三十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　輸入業者の名称及び住所の変更

登録番号　輸第7134号、輸第7562号、輸第12379号、輸第100088号、輸第100089号、輸第102056号、輸第103410号、輸第103888号、輸第105072号、輸第105425号、輸第105529号、輸第106117号、輸第106312号

変更前　三通国際商事株式会社
東京都江戸川区一之江七丁目35番22号

変更後　株式会社SANTSU
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目５番12号

２　肥料の名称の変更

登録番号　輸第102647号

変更前　硝酸石灰「11―25」

変更後　硝酸石灰４水塩

○農林水産省告示第千九百三十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十九日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第85883号	鉱さいけい酸質肥料	北上けい酸質苦土石灰肥料１号	日鉄鉱建材株式会社	東京都新宿区左門町１番地18
輸第11203号	化成肥料	りん酸アンモニウム	カーギルジャパン合同会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番２号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第千八十号

紋別空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　北海道　北海道札幌市中央区北三条西六丁目

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　紋別空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　紋別空港内及びその周辺　北海道紋別市

四　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和七年十二月二十日

五　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように変更する。

変更後

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入灯（標準式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度一万九千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
進入灯（簡易式）	発光ダイオード、航空可変白の不動光	二万千カンデラ	滑走路14側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
（略）			
滑走路灯	発光ダイオード、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万カンデラ、航空黄五千四百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	発光ダイオード、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万四千カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	発光ダイオード、航空緑の不動光	一万千カンデラ	滑走路32側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	発光ダイオード、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千三百カンデラ、航空赤千七百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル

変更前

四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項

航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
進入灯（標準式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万二千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上九百メートルまでの間
	キセノン放電灯、航空白の閃光（せん）、毎秒二閃光（せん）	実効光度一万九千カンデラ	滑走路32側末端から滑走路中心線の延長線上六十メートルから九百メートルまでの間
進入灯（簡易式）	白熱電灯、航空可変白の不動光	二万五千カンデラ	滑走路14側末端から滑走路中心線の延長線上四百二十メートルまでの間
（略）			
滑走路灯	白熱電灯、航空可変白、航空黄の不動光	航空可変白一万五千カンデラ、航空黄六千七百カンデラ	滑走路の両外側に各灯火の間隔約六十メートル
滑走路末端灯	白熱電灯、航空緑、航空赤の不動光	航空緑一万カンデラ、航空赤四千カンデラ	滑走路末端付近において滑走路中心線の延長線と直交する直線上滑走路灯列の延長線と交わる二地点間
滑走路末端補助灯	白熱電灯、航空緑の不動光	一万カンデラ	滑走路32側末端灯列の両外側
滑走路中心線灯	白熱電灯、航空可変白、航空赤の不動光	航空可変白六千九百カンデラ、航空赤千四百カンデラ	滑走路中心線に沿って各灯火の間隔約三十メートル

接地帯灯	発光ダイオード、航空可変白の不動光	六千五百カンデラ	滑走路32側末端から九百メートルまでの滑走路上	
（略）				
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	過走帯の末端	
（略）				
転回灯	発光ダイオード、航空青の不動光	最大百二十カンデラ	転回区域の縁並びに転回開始位置を通り滑走路中心線に平行な直線上の進入区域側及び転回開始位置を通り滑走路中心線と直交する直線上の転回しようとする航空機から見て左側のショルダーの外側にそれぞれ等間隔に三個	
（略）				

接地帯灯	白熱電灯、航空可変白の不動光	六千カンデラ	滑走路32側末端から九百メートルまでの滑走路上	
（略）				
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	過走帯の末端	
（略）				
転回灯	白熱電灯、航空青の不動光	最大百八十カンデラ	転回区域の縁並びに転回開始位置を通り滑走路中心線に平行な直線上の進入区域側及び転回開始位置を通り滑走路中心線と直交する直線上の転回しようとする航空機から見て左側のショルダーの外側にそれぞれ等間隔に三個	
（略）				

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構九州支社公告第１号

平成30年８月６日独立行政法人都市再生機構九州支社公告第２号で公告した道路改築工事を次のとおり完了するので、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第５項の規定に基づき公告する。

令和７年12月19日

独立行政法人都市再生機構九州支社

支社長　水野　克彦

１　特定公共施設の種類及び名称

⑴　福岡広域都市計画道路３・３・１―78号堅粕箱崎線

⑵　福岡広域都市計画道路３・４・１―159号原田箱崎線

２　工事の区間

⑴　堅粕箱崎線

福岡県福岡市東区箱崎六丁目3330番３地先から福岡県福岡市東区箱崎六丁目4098番１地先

⑵　原田箱崎線

福岡県福岡市東区筥松三丁目5007番地先から福岡県福岡市東区箱崎三丁目3282番１地先

３　工事の種類　道路改築工事

４　工事の完了の日　令和７年12月19日

税理士証票無効公告

令和７年11月27日までに、それぞれの届出があった次の税理士証票は、事故発生の日以後は無効とする。

令和７年11月27日　日本税理士会連合会

登録番号	氏　名	税理士証票交付番号	亡失年月日
40302	福長　俊之	390978	7.10.6
46296	佐藤　裕	369453	7.10.30
66177	伊藤　淑子	402946	7.8.1
74539	長田　浩司	460363	7.2.1
89277	山口　岳史	441797	7.10.31
93660	北田　純也	338051	6.11.22
94257	高津　直人	418525	7.9.2
107793	倉本　達人	475977	7.10.24
110033	深野　章	466815	7.10.21
122447	辻中　宏典	366090	7.10.31
123285	近藤　昴	446460	7.3.1
124319	平山　和仙	359437	7.9.1
125810	白井　俊介	385720	7.10.16
128523	山田　尚幸	365957	7.10.27
129510	原田のり子	363590	7.10.31
131758	水井　圭人	454653	7.4.9
132768	長谷川和弘	379736	7.8.23
135305	宜保佳代子	443600	7.11.19
152202	平井　清	480083	7.10.1
153108	野田　洋平	491430	6.6.1
155395	潮田　友紀	497579	7.11.12
156038	松井　裕紀	500379	7.11.8
157657	小野　俊明	506971	7.10.28

令和７年度ガス主任技術者試験の合格者

ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第36条の規定に基づき、令和７年度ガス主任技術者試験の合格者の受験番号を試験地ごとに次のとおり公示する。

令和７年12月19日

一般財団法人　日本ガス機器検査協会

理事長　中西　英夫

甲種（305名）

北海道

100004	100007	100021	100024
100035	100041	100042	100050
100070	100077	100103	100111
100114	100122	100133	100142
100153	100154	100155	100157
100163	100167	100178	100187
100192	100194	100203	100205
100209	100215	100223	100225
100226	100235	100242	

宮城県

110039	110073	110093	110122
110126	110128	110129	110133
110148	110162	110168	

東京都

120013	120021	120029	120030
120039	120051	120062	120069
120097	120098	120127	120135
120144	120150	120152	120171
120191	120213	120215	120220
120226	120234	120236	120249
120274	120280	120282	120284
120347	120365	120370	120385
120398	120401	120403	120404
120434	120446	120451	120454
120461	120501	120503	120518
120526	120541	120542	120550
120557	120566	120572	120607
120615	120620	120622	120645
120649	120681	120683	120685
120699	120706	120715	120717
120781	120791	120825	120840
120847	120850	120858	120869
120891	120897	120900	120907
120915	120918	120924	120932

120947 120961 121011 121021
121044 121048 121049 121055
121057 121079 121089 121091
121107 121121 121131 121153
121165 121186 121187 121209
121210 121212 121214 121219
121234
愛知県
130005 130020 130028 130041
130047 130054 130055 130066
130069 130071 130077 130086
130091 130097 130100 130114
130116 130121 130124 130125
130126 130138 130141 130145
130155 130168 130171 130190
130192 130198 130200 130201
130214 130230
富山県
140011 140012 140021 140022
140023 140026 140034 140101
140116 140121 140129
大阪府
150005 150011 150013 150031
150039 150044 150047 150052
150059 150070 150085 150091
150097 150116 150123 150127
150128 150131 150136 150146
150151 150155 150157 150170
150173 150183 150188 150194
150195 150200 150203 150219
150221 150224 150227 150231
150248 150250 150257 150263
150270 150273 150277 150278
150301 150305 150310 150321
150325 150342 150351 150359
150366 150374 150402 150403
150412 150418 150419 150422
150429 150435 150442 150446
150447 150448 150460 150469
150475 150484 150503 150511
150512 150513 150527 150529
広島県
160013 160016 160024 160028
160037 160053 160055 160073
160077
香川県
170013 170019 170021 170052
福岡県
180011 180025 180030 180049
180067 180073 180129 180144
180147 180185 180188 180189
180190 180223 180226 180227
沖縄県
190003 190004 190011 190016

乙種（304名）
北海道
200001 200012 200018 200036
200043 200050 200058
宮城県
210003 210009 210014 210042
210054 210055 210066 210074
210084 210097 210197 210214
東京都
220031 220049 220066 220087
220088 220096 220099 220103
220106 220107 220110 220112
220126 220178 220209 220211
220216 220223 220235 220239
220241 220247 220259 220263
220281 220289 220290 220298
220302 220305 220327 220328
220347 220356 220366 220401
220407 220454 220467 220469
220494 220505 220508 220511
220513 220519 220522 220529
220530 220548 220567 220571
220574 220583 220596 220599
220600 220611 220619 220659
220667 220677 220692 220706
220713 220714 220716 220720
220730 220754 220768 220782
220792 220813 220815 220826
220837 220839 220849 220850
220852 220858 220876 220892
220899 220918 220975 220986
221000 221005 221020 221027
221037 221052 221056 221061
221074 221095 221101 221108
221109 221115 221121 221131
221134 221144 221183 221190
221193 221248 221252 221291
221297 221302 221304 221317
221329 221334
愛知県
230016 230018 230039 230050
230055 230059 230083 230084
230085 230087
富山県
240003 240028 240033 240035
240037 240042 240049 240052
240053 240067
大阪府
250004 250012 250017 250019
250020 250022 250026 250030
250040 250041 250042 250045
250069 250071 250091 250094
250099 250106 250108 250109
250117 250140 250150 250156
250160 250164 250167 250172
250176 250181 250182 250200
250215 250216 250224 250238
250251 250260 250266 250270
250273 250275 250280 250282
250283 250284 250291 250293
250296 250300 250307 250312
250320 250322 250331 250332
250357 250362 250377 250382
250384 250394 250397 250406
250407 250411 250415 250429
250443 250445 250456 250461
250466 250487 250499 250504
250511 250519 250523 250525
250532 250533 250538 250542
250547 250553 250556 250561
250565 250571 250580 250583
250595 250605 250609 250614
250619 250624 250625 250641
250644 250645 250660 250663
250669 250670
広島県
260001 260015 260020 260029
香川県
270006 270011 270013 270016
270017 270023 270030 270032
270034 270040 270042 270044
福岡県
280008 280011 280016 280024
280032 280041 280065 280069
280070 280071 280078 280079
280081 280085 280096 280103
280116 280127 280137 280156
沖縄県
290010 290013 290021 290022
290026

丙種（592名）
北海道
300003 300016 300017 300023
300033 300039 300046 300049
300059 300077 300083 300087
300093 300101 300112 300137
300145 300153 300156 300159
300161 300172 300180 300183
300196 300214 300222
宮城県
310008 310009 310016 310019
310024 310029 310034 310038
310057 310063 310065 310068
310080 310081 310085 310087
310092 310101 310154 310184
310188 310191 310194 310195
310203 310240 310242 310246
310252 310257 310258 310272
310283 310288 310293 310304
310308 310377 310396 310399
310404
東京都
320001 320004 320011 320020
320021 320028 320029 320031
320032 320037 320045 320060
320066 320077 320084 320085
320088 320090 320092 320122
320123 320126 320132 320133
320136 320138 320145 320149
320151 320156 320162 320173
320177 320178 320182 320184
320191 320192 320194 320196
320199 320217 320218 320219
320226 320228 320230 320232
320233 320265 320268 320278
320293 320299 320302 320306
320316 320322 320328 320332
320335 320340 320343 320355

320357 320360 320367 320372
320379 320381 320402 320415
320420 320433 320436 320437
320438 320441 320444 320452
320453 320462 320463 320464
320497 320508 320524 320531
320533 320538 320554 320564
320567 320569 320574 320578
320586 320598 320607 320613
320614 320615 320617 320619
320620 320627 320628 320631
320632 320634 320636 320660
320662 320663 320664 320669
320672 320678 320680 320682
320685 320701 320706 320712
320726 320742 320743 320745
320755 320756 320759 320760
320763 320764 320772 320783
320787 320792 320793 320797
320806 320816 320818 320821
320822 320828 320842 320843
320845 320849 320850 320860
320862 320864 320873 320874
320887 320895 320899 320902
320926 320941 320945 320951
320953 320955 320958 320965
320968 320972 320973 320974
320975 320989 320990 321016
321022 321033 321042 321043
321060 321062 321069 321075
321079 321088 321093 321096
321101 321109 321124 321125
321129 321133 321145 321150
321155 321168 321170 321172
321178 321189

愛知県

330003 330005 330009 330012
330013 330027 330044 330047
330053 330061 330069 330075
330078 330079 330087 330089
330092 330103 330108 330109
330116 330129 330140 330144
330148 330149 330156 330165
330169 330172 330173 330174
330178 330179 330180 330183
330186 330188 330189 330196
330198 330212 330217 330219
330221 330222 330224 330227
330228 330231 330232 330240
330243 330249 330250 330254
330259 330263 330266 330271
330274 330281 330282 330287
330296 330308 330310 330323
330339 330340 330347 330348
330355 330367 330370 330371
330373 330378 330382 330390
330392 330395 330400 330403
330404 330413 330419 330423
330434 330437 330440 330448
330449 330451 330461 330470
330472 330480 330485 330491
330505 330518 330523

富山県

340001 340003 340004 340006
340013 340015 340019 340030
340031 340041 340050 340057
340058 340062 340067 340072
340074 340079 340096 340104
340108 340109 340122 340123
340135 340137 340139 340154

大阪府

350022 350032 350038 350042
350047 350050 350052 350062
350070 350079 350080 350083
350089 350106 350107 350108
350111 350115 350122 350124
350128 350130 350131 350136
350143 350148 350168 350203
350208 350211 350227 350244
350257 350258 350259 350269
350273 350275 350282 350293
350295 350297 350305 350306
350308 350309 350317

広島県

360016 360021 360028 360029
360042 360050 360056 360060
360068 360073 360074 360078
360080 360081 360082 360083
360095 360111 360114 360123
360125 360131 360133 360141
360143 360146 360159 360162
360177

香川県

370006 370015 370016 370022
370028 370029 370032 370039
370049 370052 370055 370061
370062 370073 370076 370079
370088 370098 370109 370113
370114

福岡県

380008 380025 380035 380037
380040 380046 380047 380048
380050 380055 380058 380059
380071 380072 380073 380078
380082 380087 380089 380099
380101 380115 380117 380122
380136 380145 380150 380153
380166 380180 380182 380188
380191 380201 380209 380221
380239 380248 380252 380261
380274 380276 380280 380296
380302 380314 380317 380321
380328 380331 380333 380339
380341 380345 380352 380354
380357 380359 380364 380368
380373 380374 380375 380389
380405 380415 380427 380432
380442 380446 380453 380458
380462 380468 380469 380470
380473 380475 380479 380481
380491 380497

沖縄県

390021 390024 390029 390032
390035 390045 390064 390069
390073 390074 390081 390098

農業協同組合法第73条第４項において準用する同法第64条の２第１項の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、本日から２箇月以内に、農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第217条の５第２項において準用する同令第208条の２及び農業協同組合法施行細則（平成16年岡山県規則第74号）第26条の２第２項において準用する同条第１項で定めるところにより、岡山県知事にその旨の届出をすること。

なお、本日から２箇月以内に、当該農事組合法人が届出をせず、かつ、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年12月19日

岡山県知事　伊原木隆太

記

農事組合法人の名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人扶桑農園

岡山県岡山市北区岡町12―10

農事組合法人ｇｏｏｄ　ｆａｒｍｅｒ

岡山県加賀郡吉備中央町吉川7570番地166

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

札幌市白石区北郷二条三丁目一〇番九号

株式会社ワークス北雄

代表清算人　片倉　達雄

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

札幌市中央区南一条西二十三丁目一―八チサンマンション札幌第八　三一二号

おはよう合同会社

清算人　ツイ　カ　ホ

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

青森県八戸市北インター工業団地五丁目一〇四番地四

株式会社ジョン

代表清算人　垰和　真司

解散公告

当社は、令和七年十一月十二日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

岩手県奥州市水沢字桜屋敷五三七番地

あさひクレーン株式会社

代表清算人　岸　晴男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

仙台市太白区八木山本町一丁目一二番地の一三

有限会社マルショー

清算人　延川　正英

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

仙台市宮城野区高砂一丁目八番地の一一

株式会社渡邊建塗

代表清算人　渡邊　篤

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

仙台市若林区若林三丁目一番一六号

丹豊建機興業有限会社

清算人　丹野　信雄

解散公告

当組合は、令和七年十一月二十五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

山形県鶴岡市錦町二番六〇号

山形県陸上交通事業協同組合

清算人　長坂　紳一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

福島県いわき市平下神谷字南一里塚五二番地の一

樫村電気工事有限会社

代表清算人　樫村　豊市

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

福島県須賀川市館取町二一六番地

株式会社喜久屋商店

代表清算人　皆川　達夫

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

福島県須賀川市卸町二五番地

株式会社ファネット

代表清算人　車田　恵一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

茨城県常陸大宮市上大賀六六二番地の一

グリーンハーモニィ株式会社

代表清算人　池田　快堂

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

埼玉県ふじみ野市大井二丁目一一番三号

有限会社いわさわ

清算人　岩沢　正一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

埼玉県川越市大字藤間一六一番地四

合同会社ＩＳＨＩＧＡＫＩ　ＰＪ

清算人　上田　卓也

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

埼玉県熊谷市石原二丁目一番地

株式会社てっぺんインターナショナル

代表清算人　久志本京子

解散公告

当組合は、令和七年十一月二十九日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

千葉県鴨川市浜荻九二四番地二

天津水産加工業協同組合

清算人　齋藤　出

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

千葉県成田市江弁須四八六番地四

有限会社ビッグロード

清算人　杉田　保巳

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

千葉県柏市松ケ崎四一五番地五―一―四〇五号

ロジ共働促進株式会社

代表清算人　前谷　加奈

解散公告

当社は、令和七年十二月十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都江東区豊洲五丁目六番二九―一二三〇号

ちくさ合同会社

清算人　押田　香里

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人芦ノ湖

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

合同会社芦ノ湖

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

ベイビーリーフ株式会社

代表清算人　中嶋　太陽

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

ＳＫ　Ｍａｔｅｒｉａｌｓ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　宋　在元

解散公告

当法人は、令和七年十二月三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都練馬区谷原五丁目九番一五号

特定非営利活動法人クラブハウスこころのリカバリー

清算人　坂本　晋子

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都杉並区和田二丁目二一番三〇号

ＮＥＷＨＥＲＥＮＥＷ合同会社

清算人　小松崎友理

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都豊島区南池袋二丁目二六番五号アイ・アンド・イー池袋ビルＭ二階

株式会社こざりえ

代表清算人　小澤　梨恵

解散公告

当社は令和七年十二月十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

Ｄｉｇｉｔａｌ－Ｆｒｅｅ株式会社

代表清算人　中嶋　賢

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都墨田区両国二丁目二番一〇―一〇三号

キングウィン・ジャパン株式会社

代表清算人　荣　智亮

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都三鷹市下連雀八丁目三番二五号

有限会社ルアコート

代表清算人　山崎るみ子

解散公告

当法人は、令和七年十二月三日開催の社員総会の決議により同日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都墨田区向島三丁目四二番一〇号小梅保育園内

特定非営利活動法人すみだすくすくネットワーク

清算人　荘司　美幸

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都渋谷区広尾四丁目一番一七―六〇四号

エス・アンド・エー株式会社

代表清算人　宮田　大介

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号

株式会社ＥＨＰ

代表清算人　鎌田　晴久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都新宿区四谷坂町一〇番一二号ガーデンタワー三七・三階

Ｋａｉｓｅｒ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　楚　媛媛

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都葛飾区南水元一丁目一二番二三号

有限会社富士中商社

清算人　町田　徳男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

合同会社ウィーブトウキョウ

清算人　堀　寛明

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都港区芝二丁目二八番八号

萬和株式会社

代表清算人　蔡　泰　奇

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号虎ノ門タワーズオフィス一七階

株式会社ＡＰ８１

代表清算人　池田ドミニク航大

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都調布市国領町一丁目一番地一〇

株式会社中村電気工事

代表清算人　中村　大介

解散公告

当社は、会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一号渋谷マークシティW二二階

カージナルチェイン株式会社

代表清算人　松島　弘明

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

株式会社プラウド

代表清算人　遠藤　健太

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

東京都中央区八重洲二丁目一番一号一二階

Ａｒｅａ　Ｔｏｋｙｏ株式会社

代表清算人　南　琢也

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

長野県諏訪郡下諏訪町三一九七番地

有限会社たるかわ

清算人　樽川　信仁

解散公告

当社は令和七年十一月八日解散しました。債権者は公告翌日から二箇月内に申し出下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

静岡県浜松市中央区西伊場町一五番八号丸竹マンション二〇二

合同会社ＢＡＳＥＬＩＶ

清算人　牧野　奈美

解散公告

当社は、令和七年十一月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

愛知県新城市城北三丁目一番地一〇

合同会社ｒｅｌａｔｉｖｅ

清算人　藤平　瞳

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

名古屋市東区泉二丁目二七番一四号

クリーズ株式会社

代表清算人　近藤　勝人

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

三重県鈴鹿市下大久保町二八三七番地の四

有限会社エフアイジー

代表清算人　榊原　裕

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

京都市中京区河原町通蛸薬師上ル奈良屋町二九三番地　有限会社清水屋システムズ

清算人　清水　英司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

大阪府阪南市鳥取中三七一番地の三

合同会社Ｓｔａｒｔ結ＫＫ

清算人　岩谷　鋼一

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和七年十一月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

大阪府守口市大久保町二丁目四一番三号

大阪マルヰガス株式会社

代表清算人　永谷　顕

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

大阪市天王寺区筆ケ崎町二番一〇－二二〇六号　一般社団法人ユニバーサル・ラボ

代表清算人　渡邊　剛徳

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

大阪市住之江区粉浜一丁目三番二五－四〇二号

青川株式会社

代表清算人　冷　慧宇

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

大阪市福島区福島六丁目二〇番二号二〇一号室

豊国繊維株式会社

代表清算人　足立友季世

決算公告

令和７年12月19日

札幌市北区北三十二条西五丁目１番23号ビアンノース１Ｆ

コアホールディング株式会社

代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	812,873
	固定資産	120,414
	合計	933,288
負債及び純資産の部	流動負債	682,406
	株主資本	250,881
	資本金	25,000
	資本剰余金	80,638
	資本準備金	80,638
	利益剰余金	145,243
	その他利益剰余金	145,243
	（うち当期純利益）	(17,266)
	合計	933,288

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

大阪市淀川区西宮原二丁目六番一六号

ＴＲ株式会社

代表清算人　唐　　人

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

兵庫県芦屋市親王塚町八番二七号

エフ・ピー・トレーディング株式会社

代表清算人　佐々木清吉

解散公告

当社は、令和七年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

兵庫県姫路市広畑区東新町三丁目一一九番地の一

富士機工株式会社

代表清算人　三宅　隆子

解散公告

当社は、令和七年十二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

奈良県生駒郡三郷町城山台四丁目一番一八号

道頓堀食品株式会社

代表清算人　伊谷喜代美

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

和歌山県御坊市藤田町吉田七三九番地一二

株式会社Ｍａｇｉｃ

代表清算人　天野　智晴

解散公告

当社は、令和七年十二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

山口県山陽小野田市大字有帆一二一八番地

有限会社中央産興

清算人　河口　魔子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

福岡県福岡市南区柏原六丁目六二番三―二〇三号

合同会社熊本

清算人　熊本　美鈴

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

北九州市小倉北区井堀三丁目六番一〇号

株式会社ヤスニシ印刷

代表清算人　安西　啓二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

沖縄県中頭郡読谷村字高志保二二八番地

株式会社Ｒｉｔａｌｎａ

代表清算人　村本壮一郎

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

沖縄県浦添市城間四丁目一番一二号

株式会社ノリマサ商会

代表清算人　渡慶次憲夫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年三月八日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年九月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

北海道小樽市稲穂三丁目六番四号

医療法人社団小樽中央眼科医院

清算人　大庭　久貴

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会決議並びに福島県知事の認可により、令和七年九月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

福島県郡山市島一丁目一七番三号

医療法人てちがわら内科

清算人　堀田明日香

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

愛知県岡崎市渡通津町字東久後二二番地

宗教法人渡通津教会

清算人　雪吹　祖遵

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月十六日開催の臨時総会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

神戸市垂水区名谷町八〇八番地の一

ラウムズ垂水管理組合法人

清算人　藤原　弘和

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十月三十一日開催の組合員総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

広島県山県郡北広島町都志見八四四番地二

農事組合法人戸谷亀山

清算人　上田　雅則

第50期決算公告

令和７年12月19日

山形県鶴岡市錦町２番60号

山形県陸上交通事業協同組合

代表理事　近藤　　司

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,976,400
	固定資産	65,690,737
	資産合計	67,667,137
負債及び純資産の部	流動負債	9,339,746
	固定負債	20,000,000
	負債合計	29,339,746
	株主資本	38,327,391
	資本金	29,590,000
	利益剰余金	8,737,391
	利益準備金	114,400
	その他利益剰余金	8,622,991
	（うち当期純利益）	（758,720）
	純資産合計	38,327,391
	負債・純資産合計	67,667,137

解散公告（第一回）

当法人は、福岡県知事の認可により令和七年十二月四日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

北九州市小倉南区呼野一〇九一番地

医療法人前田クリニック

清算人　前田　隆美

解散公告（第一回）

当組合は、令和七年十一月十七日大分県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

大分県玖珠郡九重町大字恵良四三〇番地

恵良生産森林組合

清算人　遠江　徳幸

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十一月十三日、福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

福島県双葉郡浪江町大字酒田字堤中八七番地

宗教法人立野教會

清算人　澤田　智幸

解散公告（第三回）

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和七年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十九日

横浜市緑区霧が丘三丁目八番一号

医療法人社団三栄会

清算人　吉村吾志夫

配当公告

岐阜県岐阜市西河渡三丁目七〇番地一

破産者　E－LIFE合同会社

右の者に対する岐阜地方裁判所令和七年（フ）第一五二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四四、八一三、九四一円

一、配当することのできる金額

金二二、八五八、五五一円

令和七年十二月十九日

岐阜県岐阜市神田町一丁目一番地五岐阜神田町ビル六階　小森正悟法律事務所

破産管財人　弁護士　小森　正悟

第48期決算公告

令和７年12月19日

福島県郡山市田村町金屋字新家１番地２

アサカ弘運株式会社

代表取締役　大浪　康洋

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	98,607
	固定資産	136,112
	合計	234,720
負債及び純資産の部	流動負債	53,632
	固定負債	76,473
	株主資本	104,613
	資本金	10,000
	利益剰余金	94,613
	利益準備金	740
	その他利益剰余金	93,873
	（うち当期純利益）	(16,675)
	合計	234,720

第 67 期 決 算 公 告

令和７年11月27日　三重県桑名市大字蛎塚新田328番地
㈱水谷建設株式會社
代表取締役　水谷　秀雄

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	14,515	流動負債	4,018
固定資産	8,974	固定負債	1,099
		株主資本	18,159
		資本金	54
		資本剰余金	303
		資本準備金	157
		その他資本剰余金	145
		利益剰余金	17,802
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	17,790
		（うち当期純利益）	(1,411)
		評価・換算差額等	211
		有価証券評価差額金	211
資産合計	23,489	負債・純資産合計	23,489

第 94 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 18 日　東京都千代田区丸の内二丁目３番２号

株式会社ザイエンス

代表取締役社長　田中　順子

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	13,928,025	流動負債	2,341,078
固定資産	7,121,141	固定負債	1,398,693
		株主資本	16,363,284
		資本金	220,000
		資本剰余金	3,401
		資本準備金	3,401
		利益剰余金	16,615,672
		利益準備金	55,000
		その他利益剰余金	16,560,672
		（うち当期純利益）	(681,939)
		自己株式	△475,790
		評価・換算差額等	946,111
		有価証券評価差額金	946,111
資産合計	21,049,167	負債・純資産合計	21,049,167

第 59 期 決 算 公 告

令和７年12月19日
東京都中央区晴海二丁目５番24号
セントラルコンサルタント株式会社
代表取締役　中田　健一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	10,513
	固定資産	1,571
	合計	12,084
負債純資産及び部	流動負債	3,195
	固定負債	114
	負債の部合計	3,309
	株主資本	8,766
	資本金	130
	利益剰余金	8,636
	評価・換算差額等	9
	純資産の部合計	8,775
	合計	12,084

(注)　当期純利益　662百万円

第 1 期 決 算 公 告

令和７年12月19日
埼玉県春日部市南中曽根849―６
株式会社ハルトランスポート
代表取締役　有山　祥彦

貸借対照表の要旨
（令和６年２月28日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,547,825
	固定資産	465,940
	資産合計	5,013,765
負債純資産及び部	流動負債	1,430,517
	株主資本	3,583,248
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△1,416,752
	その他利益剰余金	△1,416,752
	（うち当期純損失）	(1,416,752)
	負債・純資産合計	5,013,765

第70期決算公告

令和７年12月18日
群馬県前橋市青梨子町115番地１
東日本ホールセール株式会社
代表取締役社長　大橋　英昭

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,267
	固定資産	200,395
	合計	257,662
負債純資産及び部	流動負債	120,973
	固定負債	91,487
	株主資本	44,264
	資本金	90,000
	資本剰余金	5,700
	利益剰余金	△51,436
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△56,436
	（うち当期純利益）	(22,682)
	評価・換算差額等	938
	合計	257,662

第 5 期 決 算 公 告

令和７年12月19日
東京都新宿区筑土八幡町２番１号
ＥＰＤ株式会社
代表取締役　中谷　知弘

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,223
	固定資産	0
	合計	18,223
負債純資産及び部	流動負債	337,626
	（賞与引当金）	(2,750)
	株主資本	△319,403
	資本金	15,000
	利益剰余金	△334,403
	その他利益剰余金	△334,403
	（うち当期純損失）	(89,791)
	合計	18,223

第 4 期 決 算 公 告

令和７年12月19日
東京都新宿区筑土八幡町２番１号
ＥＰＳ創薬株式会社
代表取締役　中谷　知弘

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	380,016
	固定資産	762,233
	合計	1,142,249
負債純資産及び部	流動負債	1,469,070
	（賞与引当金）	(643)
	株主資本	△326,820
	資本金	50,000
	利益剰余金	△376,820
	その他利益剰余金	△376,820
	（うち当期純損失）	(98,084)
	合計	1,142,249

第 4 期 決 算 公 告

令和７年12月19日
東京都新宿区筑土八幡町２番１号
ＥＰバイオパートナーズ株式会社
代表取締役　黒沼　宏輔

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	83,308
	合計	83,308
負債純資産及び部	流動負債	44,142
	（賞与引当金）	(2,093)
	固定負債	250,000
	株主資本	△210,833
	資本金	50,000
	利益剰余金	△260,833
	その他利益剰余金	△260,833
	（うち当期純損失）	(33,135)
	合計	83,308

第６期決算公告　令和７年12月19日
東京都中央区日本橋室町１－９－15
千切屋東京ビル８階
アルファ・タウ・メディカル株式会社
貸借対照表の要旨
（令和５年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	133,885
	固定資産	60,431
	資産合計	**194,316**
負債及び純資産の部	流動負債	10,418
	固定負債	47,602
	株主資本	136,296
	資本金	3,000
	資本剰余金	119,350
	その他資本剰余金	119,350
	利益剰余金	13,946
	その他利益剰余金	13,946
	（うち当期純利益）	(3,699)
	負債・純資産合計	**194,316**

第23期決算公告　令和７年12月19日
東京都港区虎ノ門一丁目３番１号
株式会社コミット
代表取締役　天間　晃彦
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	410,849
	固定資産	139,046
	資産合計	**549,895**
負債及び純資産の部	流動負債	286,500
	固定負債	91,954
	株主資本	171,440
	資本金	45,120
	資本剰余金	5,120
	資本準備金	5,120
	利益剰余金	121,200
	利益準備金	4,382
	その他利益剰余金	116,817
	（うち当期純利益）	(93,484)
	負債・純資産合計	**549,895**

第５期決算公告
令和７年12月19日
東京都新宿区筑土八幡町２番１号
ＦＥＦ創薬株式会社
代表取締役　布施　盛裕
貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	187,920
	合計	**187,920**
負債及び純資産の部	流動負債	712,139
	（賞与引当金）	(637)
	株主資本	△524,219
	資本金	50,050
	資本剰余金	49,950
	資本準備金	49,950
	利益剰余金	△624,219
	その他利益剰余金	△624,219
	（うち当期純損失）	(132,450)
	合計	**187,920**

第72期決算公告　令和７年11月25日
東京都文京区本郷１丁目28番34号
株式会社市浦ハウジング＆プランニング
代表取締役　川崎　直宏
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,333,035
	固定資産	249,921
	合計	**1,582,956**
負債及び純資産の部	流動負債	543,490
	固定負債	409,935
	株主資本	628,213
	資本金	10,000
	利益剰余金	618,213
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	615,713
	（うち当期純利益）	(75,938)
	評価・換算差額等	1,317
	合計	**1,582,956**

第45期決算公告　令和７年12月19日
東京都葛飾区新宿五丁目13番３号
菱東運輸倉庫株式会社
代表取締役　岩田　恵一
貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,901,798
	固定資産	194,583
	合計	**2,096,381**
負債及び純資産の部	流動負債	609,270
	固定負債	0
	株主資本	1,487,111
	資本金	18,000
	資本剰余金	2,700
	資本準備金	2,700
	利益剰余金	1,466,411
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	1,461,911
	（うち当期純利益）	(94,847)
	合計	**2,096,381**

第７期決算公告　令和７年12月19日
東京都中央区日本橋室町１－９－15
千切屋東京ビル８階
アルファ・タウ・メディカル株式会社
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	133,245
	固定資産	53,738
	資産合計	**186,983**
負債及び純資産の部	流動負債	8,863
	固定負債	41,202
	株主資本	136,918
	資本金	3,000
	資本剰余金	119,350
	その他資本剰余金	119,350
	利益剰余金	14,568
	その他利益剰余金	14,568
	（うち当期純利益）	(622)
	負債・純資産合計	**186,983**

第13期決算公告　令和７年12月19日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
４ＭＥＥＥ株式会社
代表取締役　尾久　一也
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	72,141
	固定資産	2,642
	資産合計	**74,783**
負債及び純資産の部	流動負債	24,556
	固定負債	20,000
	株主資本	30,227
	資本金	90,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△ 69,772
	その他利益剰余金	△ 69,772
	（うち当期純利益）	(10,480)
	負債・純資産合計	**74,783**

第３期決算公告
令和７年11月25日
東京都千代田区神田三崎町三丁目３番20号
Ｏｎｅコンサルティング株式会社
代表取締役　遠藤　諒平
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,706
	合計	**13,706**
負債及び純資産の部	流動負債	933
	固定負債	—
	株主資本	12,773
	資本金	1,000
	利益剰余金	11,773
	その他利益剰余金	11,773
	（うち当期純利益）	(3,116)
	合計	**13,706**

第16期決算公告　令和７年12月19日
東京都港区六本木一丁目８番７号
株式会社マッキントッシュジャパン
代表取締役　八木　洋三
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,307
	固定資産	856
	資産合計	**4,163**
負債及び純資産の部	流動負債	952
	固定負債	262
	負債合計	**1,214**
	株主資本	2,949
	資本金	100
	利益剰余金	2,849
	その他利益剰余金	2,849
	（うち当期純利益）	(582)
	純資産合計	**2,949**
	負債・純資産合計	**4,163**

第８期決算公告　令和７年12月19日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社ストアフロント
代表取締役　岡田　英明
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,875,670
	固定資産	189,688
	資産合計	**3,065,359**
負債及び純資産の部	流動負債	2,604,834
	固定負債	200
	負債合計	**2,605,034**
	株主資本	460,325
	資本金	100,000
	利益剰余金	360,325
	その他利益剰余金	360,325
	（うち当期純利益）	(120,968)
	純資産合計	**460,325**
	負債・純資産合計	**3,065,359**

第７期決算公告
令和７年12月19日
東京都渋谷区代々木三丁目24番４号
株式会社ＴＡＧ　ＳＴＵＤＩＯ
代表取締役　石橋　知幸
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	235,171
	固定資産	747
	資産合計	**235,918**
負債及び純資産の部	流動負債	91,012
	負債合計	**91,012**
	株主資本	144,906
	資本金	30,000
	利益剰余金	114,906
	その他利益剰余金	114,906
	（うち当期純損失）	(9,844)
	純資産合計	**144,906**
	負債・純資産合計	**235,918**

第15期決算公告　令和７年12月19日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社Ｎ１テクノロジーズ
代表取締役　中山　浩平
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,100
	資産合計	**64,100**
負債及び純資産の部	流動負債	20,208
	固定負債	220,000
	負債合計	**240,208**
	株主資本	△ 176,107
	資本金	78,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△ 269,107
	その他利益剰余金	△ 269,107
	（うち当期純損失）	(65,904)
	純資産合計	**△ 176,107**
	負債・純資産合計	**64,100**

第２期決算公告

令和７年12月19日
東京都渋谷区桜丘町20番１号
株式会社みずほココナラ
代表取締役　鈴木　歩

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,329
	資産合計	27,329
負債及び純資産の部	流動負債	18,239
	株主資本	9,089
	資本金	15,000
	資本剰余金	15,000
	資本準備金	15,000
	利益剰余金	△20,910
	その他利益剰余金	△20,910
	（うち当期純損失）	(1,174)
	負債・純資産合計	27,329

第56期決算公告

令和７年12月19日
東京都港区芝一丁目14番10号
佐鳥パイニツクス株式会社
代表取締役　岩崎　恵

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,617,390
	固定資産	18,815
	合計	2,636,206
負債及び純資産の部	流動負債	1,705,859
	株主資本	930,346
	資本金	310,000
	利益剰余金	620,346
	利益準備金	77,500
	その他利益剰余金	542,846
	（うち当期純利益）	(14,691)
	合計	2,636,206

第10期決算公告

令和７年12月19日
東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社ユナイトプロジェクト
代表取締役　古岡　秀士

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	77,306
	資産合計	77,306
負債及び純資産の部	流動負債	16,319
	固定負債	320,000
	負債合計	336,319
	株主資本	△ 259,012
	資本金	90,000
	利益剰余金	△ 349,012
	その他利益剰余金	△ 349,012
	（うち当期純損失）	(95,141)
	純資産合計	△ 259,012
	負債・純資産合計	77,306

第17期決算公告

令和７年12月19日
名古屋市中区新栄二丁目４番17号
株式会社代輝
代表取締役　長瀬　清

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,101
	固定資産	111,060
	合計	112,162
負債及び純資産の部	流動負債	25,795
	固定負債	89,074
	株主資本	△2,707
	資本金	5,000
	利益剰余金	△7,707
	利益準備金	98
	その他利益剰余金	△7,805
	（うち当期純利益）	(974)
	合計	112,162

第51期決算公告

令和７年11月27日
静岡県浜松市浜名区三ヶ日町津々崎75番地の１
三協建設株式会社
代表取締役　富田　仁

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,254,493
	固定資産	308,436
	資産合計	1,562,929
負債及び純資産の部	流動負債	1,018,549
	固定負債	30,007
	株主資本	514,373
	資本金	30,000
	利益剰余金	484,373
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	476,873
	（うち当期純損失）	(5,199)
	負債・純資産合計	1,562,929

第４期決算公告

令和７年12月19日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
大手町ビルヂング４Ｆ
コンプライアンス・データラボ株式会社
代表取締役　山崎　博史

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	238,107
	固定資産	76,484
	資産合計	314,591
負債及び純資産の部	流動負債	37,711
	固定負債	82,489
	株主資本	194,391
	資本金	106,500
	資本剰余金	101,500
	資本準備金	101,500
	利益剰余金	△13,608
	その他利益剰余金	△13,608
	（うち当期純利益）	(12,305)
	負債・純資産合計	314,591

第13期決算公告

令和７年12月19日
大阪府大阪市東淀川区大隅２－２－８
（大阪経済大学内）
株式会社経大サービス
代表取締役　橋本　浩二

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	133,074
	固定資産	16,125
	合計	149,199
負債及び純資産の部	流動負債	25,232
	（うち賞与引当金）	(1,261)
	固定負債	3,362
	株主資本	120,605
	資本金	10,000
	利益剰余金	110,605
	その他利益剰余金	110,605
	（うち当期純利益）	(6,060)
	合計	149,199

第21期決算公告

令和７年12月19日
愛知県名古屋市緑区鳴海町諏訪山152番１
株式会社アイデムホーム
代表取締役社長　杉村　睦之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	543,321
	固定資産	69,962
	合計	613,284
負債及び純資産の部	流動負債	305,928
	（うち賞与引当金）	(37,952)
	固定負債	34,090
	株主資本	273,264
	資本金	10,000
	利益剰余金	263,264
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	260,764
	（うち当期純利益）	(134,271)
	合計	613,284

第37期決算公告

令和７年12月19日
名古屋市中区新栄二丁目４番17号
株式会社ケーディワークス
代表取締役　長瀬　清

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	36,618
	固定資産	2,135
	合計	38,753
負債及び純資産の部	流動負債	17,790
	固定負債	25,620
	株主資本	△4,657
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,657
	その他利益剰余金	△14,657
	（うち当期純利益）	(42)
	合計	38,753

第76期決算公告

令和７年12月18日
兵庫県尼崎市大島一丁目41番１号
尼崎製罐株式会社
代表取締役　荒木　康宏

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,523,642
	固定資産	5,729,944
	合計	14,253,586
負債及び純資産の部	流動負債	1,835,829
	固定負債	2,727,281
	株主資本	9,690,475
	資本金	30,000
	資本剰余金	30,594
	資本準備金	30,594
	利益剰余金	9,629,880
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	9,622,380
	（うち当期純利益）	(410,876)
	合計	14,253,586

決算公告

令和７年12月19日
兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル402号
株式会社ファーマシーホンポ
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	362
	固定資産	296,158
	合計	296,520
負債及び純資産の部	流動負債	37,809
	固定負債	315,608
	株主資本	△ 56,897
	資本金	1
	利益剰余金	△ 56,898
	その他利益剰余金	△ 56,898
	（うち当期純損失）	(4,651)
	合計	296,520

決算公告

令和７年12月19日
兵庫県尼崎市御園町24番地尼崎第一ビル402号
コアファーマシー株式会社
代表取締役　中村　清誉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,808
	固定資産	2,795,065
	合計	2,803,874
負債及び純資産の部	流動負債	9,856
	固定負債	1,877,660
	株主資本	916,358
	資本金	499,951
	資本剰余金	499,950
	資本準備金	499,950
	利益剰余金	△ 83,542
	その他利益剰余金	△ 83,542
	（うち当期純利益）	(4,887)
	合計	2,803,874

第５期決算公告

令和７年 12 月 19 日
香川県丸亀市土器町西五丁目12番地
株式会社小野建築設計室
代表取締役　小野　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,765
	固定資産	5,266
	合計	10,031
負純資産及のび部	流動負債	6,098
	固定負債	4,220
	株主資本	△287
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,287
	その他利益剰余金	△1,287
	（うち当期純損失）	(2,481)
	合計	10,031

第 73 期決算公告

令和７年 12 月 19 日
山口県柳井市南町４丁目１番41号
三新化学工業株式会社
代表取締役　河岡竜太郎

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,923,009
	固定資産	2,046,856
	合計	6,969,865
負純資産及のび部	流動負債	2,012,354
	固定負債	977,873
	株主資本	3,979,637
	資本金	150,000
	利益剰余金	3,829,637
	利益準備金	37,500
	その他利益剰余金	3,444,734
	（うち当期純利益）	(362,402)
	合計	6,969,865

第 69 期決算公告

令和７年12月18日
広島市南区大州一丁目３番44号
株式会社アンフィニ広島
代表取締役　田中　聡

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,405,006
	固定資産	6,612,731
	資産合計	8,017,737
負純資産及のび部	流動負債	3,425,418
	固定負債	2,168,008
	負債合計	5,593,426
	株主資本	2,424,311
	資本金	90,000
	利益剰余金	2,334,311
	利益準備金	15,028
	その他利益剰余金	2,319,283
	（うち当期純利益）	(236,328)
	純資産合計	2,424,311
	負債・純資産合計	8,017,737

第 58 期決算公告

令和７年12月19日
鹿児島市東開町10番２号
株式会社山形屋工作所
代表取締役　岩元　純吉

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	224,476
	固定資産	73,922
	合計	298,399
負純資産及のび部	流動負債	124,321
	賞与引当金	3,405
	株主資本	174,077
	資本金	20,000
	利益剰余金	154,077
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	149,077
	（うち当期純利益）	(23,109)
	合計	298,399

第 40 期決算公告

令和７年 12 月 19 日
熊本県玉名市大倉1408番地１
株式会社有明冠婚葬祭互助会
代表取締役　森下　梓

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	646,456
	固定資産	1,799,667
	合計	2,446,123
負純資産及のび部	流動負債	2,233,087
	株主資本	213,035
	資本金	20,000
	利益剰余金	202,035
	利益準備金	1,120
	その他利益剰余金	200,915
	（うち当期純利益）	(13,489)
	自己株式	△9,000
	合計	2,446,123

第 25 期決算公告

令和７年 12 月 19 日
福岡県久留米市中央町35番地18
株式会社サンライフ
代表取締役　三井所嘉彦

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	755,066
	固定資産	64,155
	合計	819,221
負純資産及のび部	流動負債	272,441
	固定負債	3,948
	株主資本	542,832
	資本金	30,000
	利益剰余金	512,832
	その他利益剰余金	512,832
	（うち当期純利益）	(21,955)
	合計	819,221

第７期決算公告

令和７年 11 月７日
東京都港区赤坂９丁目７番１号
ミッドタウン・タワー
一般財団法人ファーストリテイリング財団
理事長　柳井　正

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	306,272
	固定資産	0
	繰延資産	0
	合計	306,272
負味債財及産びの正部	流動負債	8,334
	固定負債	0
	負債合計	8,334
	指定正味財産	0
	一般正味財産	297,938
	正味財産合計	297,938
	合計	306,272

第 10 期決算公告

令和７年 11 月 19 日
東京都港区赤坂９丁目７番１号
ミッドタウン・タワー
公益財団法人柳井正財団
理事長　柳井　正

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	210,753
	固定資産	9,357,261
	繰延資産	0
	合計	9,568,014
負味債財及産びの正部	流動負債	6,953
	固定負債	0
	負債合計	6,953
	指定正味財産	9,351,025
	一般正味財産	210,036
	正味財産合計	9,561,061
	合計	9,568,014

第 13 期決算公告

令和７年 11 月 15 日
東京都中野区丸山一丁目９番10号401
一般社団法人日本板画院
理事長　加瀬　浩嗣

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,989
	合計	10,989
負味債財及産びの正部	流動負債	—
	固定負債	—
	負債合計	—
	一般正味財産	10,989
	正味財産合計	10,989
	合計	10,989

第 27 期決算公告

令和７年11月26日
茨城県土浦市東真鍋町１番８号
ウェルユー・ミール東日本株式会社
代表取締役社長　丸山　圭司

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	329,189
	固定資産	10,114
	資産合計	339,303
負純資産及のび部	流動負債	125,283
	固定負債	7,869
	株主資本	206,151
	資本金	65,000
	資本剰余金	44,336
	その他資本剰余金	44,336
	利益剰余金	96,815
	その他利益剰余金	96,815
	（うち当期純利益）	(12,987)
	負債・純資産合計	339,303

第 37 期決算公告

2025 年 12 月 19 日
福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字向原60番１
丸山物流株式会社
取締役社長　石村　孝裕

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	563,157
	固定資産	63,297
	資産合計	626,455
負純資産及のび部	流動負債	320,217
	固定負債	46,060
	株主資本	260,177
	資本金	50,000
	利益剰余金	210,177
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	197,677
	（うち当期純利益）	(79,400)
	負債・純資産合計	626,455

第 34 期決算公告

令和７年６月17日
青森県三沢市東岡三沢一丁目142番５号
東北ニュークリア株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,105
	固定資産	1,570
	資産合計	154,676
負純資産及のび部	流動負債	27,480
	賞与引当金	21,500
	その他	5,980
	固定負債	56,802
	退職給付引当金	56,802
	株主資本	70,393
	資本金	10,000
	利益剰余金	60,393
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	57,893
	（うち当期純利益）	(2,758)
	負債・純資産合計	154,676

第 15 期 決 算 公 告

令和７年12月19日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株式会社ココナラテック
代表取締役　鈴木　歩

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	588,408	流動負債	392,029
固定資産	77,857	（賞与引当金）	(2,224)
繰延資産	2,098	固定負債	161,196
		株主資本	115,139
		資本金	65,675
		資本剰余金	47,441
		資本準備金	55,675
		その他資本剰余金	△8,234
		利益剰余金	2,023
		利益準備金	240
		その他利益剰余金	1,783
		（うち当期純損失）	(3,486)
資産合計	**668,365**	**負債・純資産合計**	**668,365**

第 8 期 決 算 公 告

令和７年12月19日

東京都中央区八丁堀三丁目19番２号
キューアス八丁堀第一ビル６階
株式会社住宅新報

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	129,642	流動負債	56,640
固定資産	40,010	固定負債	71,024
		株主資本	41,989
		資本金	20,000
		資本剰余金	36,209
		資本準備金	1,379
		その他資本剰余金	34,829
		利益剰余金	△13,083
		利益準備金	3,416
		その他利益剰余金	△16,499
		（うち当期純損失）	(16,499)
		自己株式	△1,138
資産合計	**169,652**	**負債・純資産合計**	**169,652**

第 29 期 決 算 公 告

令和７年12月19日　東京都中央区銀座七丁目12番４号
株式会社アデッソ
代表取締役　岩田　**真**理

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,151,503	流動負債	617,785
固定資産	632,299	固定負債	593,205
		株主資本	572,538
		資本金	50,000
		資本剰余金	60,000
		資本準備金	110,000
		その他資本剰余金	△50,000
		利益剰余金	462,538
		その他利益剰余金	462,538
		（うち当期純利益）	(156,407)
		評価・換算差額等	272
		その他有価証券評価差額金	272
資産合計	**1,783,802**	**負債・純資産合計**	**1,783,802**

第 23 期 決 算 公 告

令和７年12月19日　東京都中央区築地一丁目３番７号
株式会社岳南ホールディングス
取締役社長　牧野　和之

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,941,926	流動負債	4,882,536
固定資産	9,450,636	固定負債	3,156,300
有形固定資産	2,260,941	株主資本	7,026,979
無形固定資産	263,551	資本金	100,000
投資その他の資産	6,926,143	資本剰余金	2,261,274
		資本準備金	2,261,274
		利益剰余金	5,006,310
		その他利益剰余金	5,006,310
		（うち当期純利益）	(677,229)
		自己株式	△340,606
		評価・換算差額等	326,745
		その他有価証券評価差額金	326,745
資産合計	**15,392,562**	**負債・純資産合計**	**15,392,562**

第 63 期 決 算 公 告

令和７年12月12日　島根県松江市宍道町白石81番地10
株 式 会 社 原 商
代表取締役　秀浦　義久

貸借対照表の要旨（令和７年９月20日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,850	流動負債	4,791
固定資産	6,489	固定負債	2,871
		株主資本	3,557
		資本金	240
		資本剰余金	125
		資本準備金	125
		利益剰余金	3,192
		利益準備金	21
		その他利益剰余金	3,171
		（うち当期純利益）	(206)
		評価・換算差額等	120
		その他有価証券評価差額金	120
資産合計	**11,339**	**負債・純資産合計**	**11,339**

第 28 期 決 算 公 告

令和７年12月19日

新潟県新発田市緑町２丁目３番９号
株式会社六味
代表取締役社長　多田　浩

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	98,931	流動負債	42,410
固定資産	76,409	固定負債	81,345
有形固定資産	63,524	**負債合計**	**123,755**
無形固定資産	12,600	株主資本	51,586
投資その他の資産	285	資本金	40,000
		利益剰余金	11,586
		その他利益剰余金	11,586
		（うち当期純利益）	(5,929)
		純資産合計	**51,586**
資産合計	**175,341**	**負債・純資産合計**	**175,341**

第 22 期 決 算 公 告

令和７年12月19日

栃木県宇都宮市東宿郷４丁目１番17号相生ビル
株式会社ピノキオホールディングス
代表取締役　田中　友和

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,196	流動負債	58
固定資産	5,602	固定負債	18
繰延資産	0	株主資本	6,722
		資本金	30
		資本剰余金	3,548
		その他資本剰余金	3,548
		利益剰余金	3,144
		その他利益剰余金	3,144
		（うち当期純利益）	(74)
資産合計	**6,799**	**負債・純資産合計**	**6,799**

第 81 期 決 算 公 告

令和７年11月27日　福岡県北九州市小倉北区赤坂海岸２番１号
石川金属工業株式会社
代表取締役社長　石川　重喜

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,096,535	流動負債	1,228,009
固定資産	2,277,665	賞与引当金	83,965
		修繕引当金	51,900
		固定負債	1,403,688
		退職給与引当金	445,968
		株主資本	1,401,861
		資本金	99,500
		資本剰余金	49,067
		利益剰余金	1,253,294
		利益準備金	23,507
		その他利益剰余金	1,229,787
		（うち当期純利益）	(60,680)
		評価・換算差額	340,642
資産合計	**4,374,200**	**負債・純資産合計**	**4,374,200**

第 71 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 19 日　東京都千代田区内神田三丁目４番15号

マルヤマエクセル株式会社

取締役社長　川﨑　一二

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,255,997	流動負債	807,525
固定資産	387,647	固定負債	202,707
		株主資本	627,705
		資本金	90,000
		資本剰余金	6,967
		その他資本剰余金	6,967
		利益剰余金	530,738
		利益準備金	41,033
		その他利益剰余金	489,704
		（うち当期純利益）	(29,523)
		評価・換算差額等	5,706
		その他有価証券評価差額金	5,706
資産合計	1,643,645	負債・純資産合計	1,643,645

第 72 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 19 日　千葉県東金市小沼田1662番地11

日本クライス株式会社

取締役社長　松嶋　宙太

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,241,975	流動負債	2,371,309
固定資産	226,895	固定負債	41,514
		株主資本	1,054,324
		資本金	95,000
		資本剰余金	90,000
		その他資本剰余金	90,000
		利益剰余金	869,324
		利益準備金	46,250
		その他利益剰余金	823,074
		（うち当期純利益）	(2,367)
		評価・換算差額等	1,722
		その他有価証券評価差額金	1,722
資産合計	3,468,870	負債・純資産合計	3,468,870

第 39 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 19 日　東京都台東区台東二丁目28番５号

株式会社センチュリー

代表取締役社長　小善　一成

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,908,721	流動負債	1,150,005
固定資産	579,842	（賞与引当金）	(4,000)
有形固定資産	46,417	固定負債	1,262,341
無形固定資産	58,994	（退職給付引当金）	(271,809)
投資その他の資産	474,429	株主資本	1,076,216
		資本金	302,000
		資本剰余金	45,019
		（資本準備金）	(45,019)
		利益剰余金	765,297
		（利益準備金）	(200)
		（その他利益剰余金）	(765,097)
		自己株式	△36,100
資産合計	3,488,563	負債・純資産合計	3,488,563

㈱　当期純利益　73,676千円

第 9 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 19 日　東京都江東区青海二丁目４番32号

株式会社TOKYO GLOBAL GATEWAY

代表取締役社長・ＣＥＯ　土坂　恭司

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	284	流動負債	256
固定資産	410	賞与引当金	1
		固定負債	1,171
		退職給付引当金	1
		株主資本	△733
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	△933
		その他利益剰余金	△933
		（うち当期純利益）	(53)
資産合計	694	負債・純資産合計	694

第 83 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 19 日　大阪市北区南森町１丁目４番24号

栗原工業株式会社

代表取締役社長　栗原　祥浩

損益計算書の要旨
（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
完成工事高	95,962
完成工事原価	80,519
完成工事総利益	15,443
販売費及び一般管理費	6,179
営業利益	9,263
営業外収益	774
営業外費用	58
経常利益	9,979
特別利益	3
特別損失	3
税引前当期純利益	9,979
法人税、住民税及び事業税	3,264
法人税等調整額	△ 218
当期純利益	6,934

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		72,059	流動負債		25,707
固定資産		15,390	固定負債		7,113
有形固定資産		5,878	株主資本		52,290
無形固定資産		148	資本金		1,155
投資その他の資産		9,363	資本剰余金		5
			利益剰余金		52,934
			自己株式		△ 1,804
			評価・換算差額等		2,337
資産合計		87,449	負債・純資産合計		87,449

第 41 期決算公告

令和７年12月19日
栃木県宇都宮市東宿郷４丁目１番17号
相生ビル

株式会社ピノキオ薬局

代表取締役　田中　友和

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,851
	固定資産	535
	繰延資産	0
	合計	6,386
負債及び純資産の部	流動負債	1,915
	固定負債	122
	株主資本	4,348
	資本金	20
	利益剰余金	4,328
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	4,323
	（うち当期純利益）	(445)
	合計	6,386

第 12 期決算公告

令和７年12月19日
東京都港区芝５－３－２
＋ＳｈｉｆｔＭｉｔａＢ１Ｆ

株式会社フラッグシップオーケストラ

代表取締役　大澤　穂高

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,676
	固定資産	173,716
	合計	295,393
負債及び純資産の部	流動負債	154,829
	固定負債	133,623
	株主資本	6,940
	資本金	144,840
	資本剰余金	142,340
	資本準備金	142,340
	利益剰余金	△ 280,239
	その他利益剰余金	△ 280,239
	（うち当期純利益）	(60,870)
	合計	295,393

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千四百八十四万三十二円、資本準備金の額を一億四千二百三十四万三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
東京都港区芝五―三―二＋Ｓｈｉｆｔ
ＭｉｔａＢ一Ｆ
株式会社フラッグシップオーケストラ
代表取締役　大澤　穂高

第 5 期決算公告

令和７年12月19日
東京都渋谷区桜丘町12番10号

株式会社BuzzJob

代表取締役　膽畑　匡志

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	31
	固定資産	—
	合計	31
負債及び純資産の部	流動負債	23
	固定負債	—
	株主資本	8
	資本金	25
	資本剰余金	25
	資本準備金	25
	利益剰余金	△41
	その他利益剰余金	△41
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	31

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する三栄電工株式会社（住所沖縄県宜野湾市宇地泊一丁目四番一号ＭＩＮＥ　Ｂｌｄｇ四階）に対して当社の沖縄営業所における電気・電気通信・管・土木・建築工事等の一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都新宿区新宿一丁目一一番一五号
株式会社三栄電工
代表取締役　西　正成

第14期決算公告　令和７年12月19日

東京都新宿区新宿一丁目11番15号
株式会社三栄電工
代表取締役　西　正成

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	184,012,609
	固定資産	21,963,927
	資産合計	205,976,536
負債及び純資産の部	流動負債	89,643,744
	固定負債	104,349,710
	負債の部合計	193,993,454
	株主資本	11,983,082
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	1,983,082
	その他利益剰余金	1,983,082
	（うち当期純利益）	(9,686,110)
	純資産の部合計	11,983,082
	負債・純資産合計	205,976,536

第10期決算公告　令和７年12月19日

東京都渋谷区桜丘町12番10号
株式会社WithLIVE
代表取締役　大島　翼

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	531
	固定資産	35
	合計	567
負債及び純資産の部	流動負債	167
	固定負債	—
	株主資本	399
	資本金	23
	資本剰余金	17
	資本準備金	17
	利益剰余金	359
	その他利益剰余金	359
	（うち当期純利益）	(88)
	合計	567

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

岐阜県土岐市泉北山町七丁目七番地
日本陶彩株式会社
代表取締役　大江　純正

第54期決算公告　令和７年12月19日

岐阜県土岐市泉北山町七丁目７番地
日本陶彩株式会社
代表取締役　大江　純正

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	88,388
	固定資産	1,663
	合計	90,052
負債及び純資産の部	流動負債	21,965
	固定負債	83,903
	株主資本	△ 15,816
	資本金	35,000
	資本剰余金	4,477
	その他資本剰余金	4,477
	利益剰余金	△ 55,294
	その他利益剰余金	△ 55,294
	（うち当期純損失）	(6,798)
	合計	90,052

第２期決算公告

2025年12月19日

東京都千代田区内神田三丁目４番15号
Ｍ－Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ株式会社
取締役社長　八尋　美徳

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	86,155
	固定資産	1,042
	資産合計	87,197
負債及び純資産の部	流動負債	38,686
	固定負債	△4,403
	株主資本	52,914
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,914
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	2,914
	（うち当期純利益）	(21,843)
	負債・純資産合計	87,197

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

静岡県磐田市福田四五五番地七
スリーエス株式会社
代表取締役　市村富久代

第36期決算公告

令和７年12月19日

静岡県磐田市福田455番地７
スリーエス株式会社
代表取締役　市村富久代

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,589
	固定資産	33,604
	合計	35,193
負債及び純資産の部	流動負債	62,152
	株主資本	△26,959
	資本金	12,000
	利益剰余金	△38,959
	その他利益剰余金	△38,959
	（うち当期純損失）	(2,678)
	合計	35,193

第17期決算公告　令和７年12月19日

東京都千代田区内幸町二丁目１番６号
パロアルトネットワークス株式会社
代表取締役　アリイ・ヒロシ・ナガミネ

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,731,119
	固定資産	2,035,573
	資産合計	4,766,692
負債及び純資産の部	流動負債	2,413,939
	従業員手当引当金	66,617
	負債合計	2,413,939
	株主資本	2,352,753
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,342,753
	その他利益剰余金	2,342,753
	（うち当期純利益）	(673,167)
	純資産合計	2,352,753
	負債・純資産合計	4,766,692

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字御字神七九番地
株式会社松田製作所
代表取締役　松田　紘行

第41期決算公告　令和７年12月19日

愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字御字神79番地
株式会社松田製作所
代表取締役　松田　紘行

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,846
	固定資産	299,974
	合計	421,820
負債及び純資産の部	流動負債	75,397
	固定負債	182,273
	株主資本	164,149
	資本金	20,000
	資本剰余金	157,756
	（資本準備金）	(157,756)
	利益剰余金	△ 13,606
	（利益準備金）	(800)
	（うち当期純利益）	(14,146)
	合計	421,820

第11期決算公告　令和７年12月19日

東京都渋谷区猿楽町24番１号
モデラート株式会社
代表取締役　市原明日香

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,506,437
	固定資産	89,682
	資産合計	1,596,120
負債及び純資産の部	流動負債	789,409
	固定負債	553,621
	株主資本	253,090
	資本金	89,000
	資本剰余金	87,000
	資本準備金	87,000
	利益剰余金	77,090
	その他利益剰余金	77,090
	（うち当期純利益）	(14,912)
	負債・純資産合計	1,596,120

第203期決算公告　令和７年12月19日

愛知県津島市本町一丁目５番地
巴座株式会社
代表取締役　伊藤　仁

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	513,959
	固定資産	11,789,224
	有形固定資産	769,224
	投資その他の資産	11,020,000
	合計	12,303,183
負純資産の債及び部	流動負債	258,479
	株主資本	12,044,704
	資本金	10,800,000
	利益剰余金	2,044,704
	その他利益剰余金	2,044,704
	（うち当期純利益）	(260,229)
	自己株式	△800,000
	合計	12,303,183

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
愛知県津島市本町一丁目五番地
巴座株式会社
代表取締役　伊藤　仁

第34期決算公告　令和７年12月19日

東京都渋谷区桜丘町20番１号
渋谷インフォスタワー11階
株式会社ツーファイブ
代表取締役　藤原　文吾

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	189
	固定資産	35
	合計	224
負純資産の債及び部	流動負債	116
	株主資本	108
	資本金	3
	利益剰余金	104
	その他利益剰余金	104
	（うち当期純利益）	(52)
	合計	224

第71期決算公告

令和７年12月19日
名古屋市中村区井深町４番62号
旭金属株式会社
代表取締役　坂井　則夫

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	657,243
	固定資産	238,063
	合計	895,307
負純資産の債及び部	流動負債	38,515
	固定負債	9,000
	株主資本	847,791
	資本金	11,000
	利益剰余金	836,791
	利益準備金	2,750
	その他利益剰余金	834,041
	（うち当期純利益）	(47,114)
	合計	895,307

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終事業年度はありません。
(乙)左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
名古屋市中村区井深町四番六二号
(甲)代表取締役　アサヒ株式会社
坂井　則夫
名古屋市中村区井深町四番六二号
(乙)代表取締役　旭金属株式会社
坂井　則夫

第４期決算公告

令和７年12月19日
神奈川県川崎市川崎区南町18番地３
ＭＯＣＣＩ株式会社
代表取締役　金島　昌男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	10
	固定資産	1,271
	合計	1,282
負純資産の債及び部	流動負債	7
	固定負債	968
	株主資本	306
	資本金	1
	資本剰余金	0
	その他資本剰余金	0
	利益剰余金	304
	その他利益剰余金	304
	（うち当期純利益）	(292)
	合計	1,282

第５期決算公告

令和７年12月19日
大阪市城東区東中浜八丁目10番26号
和志昌株式会社
代表取締役　八尾　裕次

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,793
	固定資産	198,206
	資産合計	242,999
負純資産の債及び部	流動負債	9,716
	固定負債	222,173
	株主資本	11,109
	資本金	3,000
	利益剰余金	8,109
	その他利益剰余金	8,109
	（うち当期純利益）	(2,655)
	負債・純資産合計	242,999

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を十億九千八百六十万四千三百八十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
大阪市城東区東中浜八丁目一〇番二六号
和志昌株式会社
代表取締役　八尾　裕次

第７期決算公告

令和７年12月19日
川崎市川崎区中瀬三丁目１番７号
株式会社アイエスケー
代表取締役　金島　昌男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,241
	固定資産	2,207
	合計	3,449
負純資産の債及び部	流動負債	1,129
	固定負債	2,069
	株主資本	250
	資本金	20
	利益剰余金	230
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	225
	（うち当期純利益）	(292)
	合計	3,449

第51期決算公告　令和７年12月19日

岡山市北区下伊福上町８番20号
三洋環境株式会社
代表取締役　小林　寛嗣

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	716,333
	固定資産	1,005,582
	合計	1,721,915
負純資産の債及び部	流動負債	184,728
	固定負債	877,591
	株主資本	659,596
	資本金	10,000
	資本剰余金	17,000
	その他資本剰余金	17,000
	利益剰余金	632,596
	利益準備金	19,000
	その他利益剰余金	613,596
	（うち当期純利益）	(21,688)
	合計	1,721,915

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。
(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十九日
岡山市北区下伊福上町八番二〇号
(甲)三洋環境株式会社
代表取締役　小林　寛嗣
岡山市北区宿本町九番三
(乙)有限会社ヤマシタ防災設備
代表取締役　小林　寛嗣

第17期決算公告

令和７年12月19日
富山市二口町五丁目８番13号
株式会社Ｆａｎ
代表取締役　尾口　紘一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	726,648
	固定資産	229,336
	合計	955,984
負純資産の債及び部	流動負債	188,289
	（賞与引当金）	(14,716)
	固定負債	19,981
	株主資本	747,593
	資本金	9,000
	利益剰余金	738,593
	その他利益剰余金	738,593
	（うち当期純利益）	(151,313)
	評価・換算差額等	120
	合計	955,984

第35期決算公告

令和７年12月19日
福井市上北野１丁目７番７号
株式会社エーシン
代表取締役　永森　幹朗

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,296,934
	固定資産	471,037
	繰延資産	688
	合計	2,768,660
負純資産及び部	流動負債	688,444
	固定負債	136,291
	株主資本	1,943,924
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,933,924
	その他利益剰余金	1,933,924
	（うち当期純利益）	(370,844)
	合計	2,768,660

第36期決算公告

令和７年12月19日
広島県三次市布野町下布野581番地１
株式会社平成商事
代表取締役　藤原　好也

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	45,087
	固定資産	7,133
	合計	52,221
負純資産及び部	流動負債	4,425
	固定負債	20,545
	株主資本	27,250
	資本金	19,300
	利益剰余金	8,250
	利益準備金	400
	その他利益剰余金	7,850
	（うち当期純利益）	(123)
	自己株式	△ 300
	合計	52,221

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百八十万円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
広島県三次市布野町下布野五八一番地一
株式会社平成商事
代表取締役　藤原　好也

第９期決算公告

令和７年11月27日
大阪府茨木市東太田四丁目５番16号
株式会社ＮｅｘｔＡｉ
代表取締役　田中　康平

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	108,604
	固定資産	14,332
	繰延資産	232
	合計	123,168
負純資産及び部	流動負債	79,867
	固定負債	1,457
	株主資本	41,844
	資本金	5,000
	利益剰余金	36,844
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	35,594
	（うち当期純利益）	(22,432)
	合計	123,168

第59期決算公告

令和７年12月19日
愛媛県今治市国分一丁目１番18号
株式会社今治衛生
代表取締役　青野　通久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	947,806
	固定資産	768,261
	合計	1,716,067
負純資産及び部	流動負債	74,444
	固定負債	—
	株主資本	1,641,622
	資本金	1,500
	利益剰余金	1,927,522
	利益準備金	375
	その他利益剰余金	1,927,147
	（うち当期純利益）	(70,500)
	自己株式	△ 287,400
	合計	1,716,067

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月一日を効力発生日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少させることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
愛媛県今治市国分一丁目一番一八号
株式会社今治衛生
代表取締役　青野　通久

第39期決算公告

2025年12月19日
岡山県苫田郡鏡野町寺元150番地の２
西部丸山株式会社
取締役社長　大平　康介

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	806,243
	固定資産	32,378
	資産合計	838,621
負純資産及び部	流動負債	421,738
	固定負債	9,189
	株主資本	407,693
	資本金	50,000
	利益剰余金	357,693
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	345,193
	（うち当期純利益）	(20,536)
	負債・純資産合計	838,621

決算公告

令和７年12月19日
福岡県大牟田市大字白川534番地７
株式会社ＲＩＴＡ
代表取締役　山下　達也

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	10,423
	資産合計	10,423
負純資産及び部	流動負債	121,000
	固定負債	3,656,000
	負債合計	3,777,000
	株主資本	△3,766,577
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△6,766,577
	その他利益剰余金	△6,766,577
	（うち当期純損失）	(3,023,455)
	純資産合計	△3,766,577
	負債・純資産合計	10,423

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://ab-company.co.jp/ir/group

左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
福岡県大牟田市大字白川五三四番地七
（甲）株式会社Ａｒｏｓｅ
代表取締役　山下　達也
福岡県大牟田市大字白川五三四番地七
（乙）株式会社ＲＩＴＡ
代表取締役　山下　達也

第１期決算公告

令和７年12月19日
広島市南区霞一丁目２番３号
株式会社ひろしまインキュベーション＆キャピタル
代表取締役　滝上　菊規

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,639,055
	合計	4,639,055
負純資産及び部	流動負債	41,300
	株主資本	4,597,755
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△402,245
	その他利益剰余金	△402,245
	（うち当期純損失）	(402,245)
	合計	4,639,055

第21期決算公告

令和７年12月19日
東京都新宿区西新宿１丁目22番２号
新宿サンエービル２階
株式会社キュリエ
代表取締役　吉塚　康一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	777,085	流動負債	290,866
固定資産	109,744	賞与引当金	19,500
		固定負債	412,534
		負債合計	703,400
		株主資本	183,429
		資本金	30,000
		利益剰余金	153,429
		利益準備金	600
		その他利益剰余金	152,829
		純資産合計	183,429
資産合計	886,830	負債・純資産合計	886,830

損益計算書の要旨
（自　令和６年９月１日　至　令和７年８月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	2,553,982
売上原価	1,004,775
売上総利益	1,549,206
販売費及び一般管理費	1,503,054
営業利益	46,152
営業外収益	13,843
営業外費用	6,882
経常利益	53,113
特別損失	5,622
税引前当期純利益	47,490
法人税、住民税及び事業税	385
法人税等調整額	18,052
当期純利益	29,052

第 34 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 19 日　兵庫県宝塚市栄町二丁目１番１号
ソリオ宝塚都市開発株式会社
代表取締役　八杉　隆

貸借対照表の要旨　（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,547,792	流動負債	175,103
固定資産	2,585,361	固定負債	426,454
有形固定資産	1,669,214	退職給付引当金	55,838
無形固定資産	2,671	役員退職慰労引当金	325
投資その他の資産	913,474	株主資本	3,540,505
		資本金	1,851,500
		利益剰余金	1,690,505
		利益準備金	3,701
		その他利益剰余金	1,686,804
		自己株式	△1,500
		評価・換算差額等	△8,909
		その他有価証券評価差額金	△8,909
資産合計	4,133,153	負債・純資産合計	4,133,153

損益計算書の要旨
（自　2024年10月１日　至　2025年９月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	888,138
営業費用	717,346
営業総利益	170,791
一般管理費	105,804
営業利益	64,986
営業外収益	10,812
営業外費用	0
経常利益	75,799
税引前当期純利益	75,799
法人税、住民税及び事業税	29,103
法人税等調整額	△12,435
当期純利益	59,131

第 15 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 19 日
広島県安芸郡府中町新地１番14号
株式会社デルタ・イーテック
代表取締役　土居　利隆

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	469,228
	固定資産	955
	合計	470,184
負債及び純資産の部	流動負債	160,445
	株主資本	309,738
	資本金	8,000
	利益剰余金	301,738
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	299,738
	（うち当期純利益）	(58,269)
	合計	470,184

第 21 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 19 日
北海道恵庭市恵み野西三丁目１番９号
株式会社エニクロ
代表取締役　黒森　功

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	116,231
	固定資産	148,394
	合計	264,625
負債及び純資産の部	流動負債	78,198
	固定負債	103,643
	株主資本	82,783
	資本金	3,000
	利益剰余金	79,783
	その他利益剰余金	79,783
	（うち当期純利益）	(12,311)
	合計	264,625

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十九日
北海道恵庭市恵み野西三丁目一番九号
（甲）株式会社エニクロ
代表取締役　黒森　功
北海道北広島市大曲光一丁目六番一〇号
（乙）有限会社クロモリコーポレーション
代表取締役　黒森　功

第５期決算公告　令和７年12月19日

宮崎県宮崎市橘通東四丁目１番２号
株式会社ソーシャルベース
代表取締役　荘司　里樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	100
	固定資産	30
	合計	130
負債及び純資産の部	流動負債	16
	固定負債	0
	株主資本	113
	資本金	20
	資本剰余金	20
	資本準備金	20
	利益剰余金	73
	その他利益剰余金	73
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	130

第４期決算公告　令和７年12月19日

横浜市緑区長津田町4259番地３
株式会社
ファイトリピッド・テクノロジーズ
代表取締役　太田　啓之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	30,358,061
	固定資産	6,815,902
	資産合計	37,173,963
負債及び純資産の部	流動負債	6,026,304
	株主資本	31,147,659
	資本金	36,725,000
	資本剰余金	18,725,000
	資本準備金	18,725,000
	利益剰余金	△24,302,341
	その他利益剰余金	△24,302,341
	（うち当期純損失）	(3,822,828)
	負債・純資産合計	37,173,963

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四六、七二五、〇〇〇円減少し一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

なお、この資本金の一部である二二、四二二、六五九円を資本準備金といたします。

効力発生日は令和八年一月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
横浜市緑区長津田町四二五九番地三
株式会社ファイトリピッド・テクノロジーズ
代表取締役　太田　啓之

第 11 期 決 算 公 告

2025 年 12 月 19 日

青森県弘前市大字神田２丁目５番地９

株式会社エムシーエス

代表取締役社長　新里　雅則

貸借対照表の要旨
（2025年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	938,718
	固定資産	477,165
	資産合計	1,415,883
負債及び純資産の部	流動負債	309,223
	賞与引当金	30,884
	その他	278,339
	固定負債	58,317
	退職給付引当金	54,139
	その他	4,177
	負債合計	367,541
	株主資本	1,048,342
	資本金	100,000
	資本剰余金	74,001
	資本準備金	74,001
	利益剰余金	874,341
	その他利益剰余金	874,341
	（うち当期純利益）	(221,732)
	純資産合計	1,048,342
	負債・純資産合計	1,415,883

第 22 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 19 日
大阪府八尾市本町六丁目14番８号―6012号室
ワン・ファースト株式会社
代表取締役　下田　一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	12,580
	固定資産	29,313
	合計	41,892
負債及び純資産の部	流動負債	5,596
	固定負債	33,586
	株主資本	2,711
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,289
	その他利益剰余金	△2,289
	（うち当期純利益）	(37)
	合計	41,892

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
（甲）大阪府八尾市本町六丁目一四番八号―六〇一二号室
ワン・ファースト株式会社
代表取締役　下田　一
（乙）大阪府泉南郡岬町深日二〇〇番地の二七
サブケア合同会社
代表社員　ワン・ファースト株式会社
職務執行者　下田　一

決算公告

2025年12月19日
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
渋谷スクランブルスクエア39Ｆ
株式会社ＨＥＡＬＴＨＲＥＥ
代表取締役　山本　真也

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	93,708
	固定資産	52,279
	合計	145,988
負債及び純資産の部	流動負債	15,096
	固定負債	34,042
	株主資本	96,850
	資本金	143,565
	資本剰余金	142,565
	資本準備金	142,565
	利益剰余金	△ 189,279
	その他利益剰余金	△ 189,279
	（うち当期純損失）	(72,171)
	合計	145,988

第13期決算公告

令和７年12月19日
岡山県総社市中央五丁目８番地101
株式会社木まま
代表取締役　新谷　和之

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	717,327
	固定資産	988,500
	繰延資産	698
	合計	1,706,526
負債及び純資産の部	流動負債	539,772
	固定負債	759,734
	株主資本	407,019
	資本金	10,000
	利益剰余金	397,019
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	397,019
	（うち当期純利益）	(101,405)
	合計	1,706,526

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産保有事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

(乙)左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
岡山県総社市中央五丁目八番地一〇一
代表取締役　(甲)株式会社ＴＳ
岡山県総社市中央五丁目八番地一〇一
代表取締役　新谷　和之
(乙)株式会社木まま
代表取締役　新谷　和之

第24期決算公告

令和７年12月19日
北海道苫小牧市字弁天504番地４
株式会社サニックスエナジー
代表取締役　石井　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,333,719
	固定資産	2,613,560
	合計	3,947,279
負債及び純資産の部	流動負債	6,437,839
	固定負債	7,374,041
	株主資本	△9,864,601
	資本金	350,000
	資本剰余金	621,563
	その他資本剰余金	621,563
	利益剰余金	△10,836,165
	その他利益剰余金	△10,836,165
	（うち当期純利益）	(28,576)
	合計	3,947,279

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割により、甲が乙の保有する株式会社北海道サニックス環境の株式及び株式会社Ｃ＆Ｒの株式の管理事業及びこれらに付帯関連する事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二四〇頁（号外第一六九号）

(乙)左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
(甲)株式会社サニックス資源開発グループ
代表取締役　武井　秀樹
北海道苫小牧市字弁天五〇四番地四
(乙)株式会社サニックスエナジー
代表取締役　石井　裕之

決算公告

令和７年12月19日

大阪府茨木市駅前三丁目７番１号
株式会社ＧｒａｍＥｙｅ
代表取締役　平岡　悠

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	89,937,542	流動負債	20,979,476
固定資産	65,754,968	固定負債	6,578,000
繰延資産	51,250	株主資本	127,664,694
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	310,062,840
		資本準備金	204,781,420
		その他資本剰余金	105,281,420
		利益剰余金	△282,398,146
		その他利益剰余金	△282,398,146
		（うち当期純損失）	(162,730,204)
		新株予約権	521,590
資産合計	155,743,760	負債・純資産合計	155,743,760

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億八千五百五万九千四百九十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
大阪府茨木市駅前三丁目七番一号
株式会社ＧｒａｍＥｙｅ
代表取締役　平岡　悠

第18期決算公告

令和７年12月19日
東京都中央区日本橋本石町四丁目４番11号
日本橋ＳＳビル２階
株式会社ビズメイト
代表取締役　金地　龍夫

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	102,864
	固定資産	15,809
	合計	118,673
負債及び純資産の部	流動負債	97,778
	株主資本	20,895
	資本金	5,000
	利益剰余金	15,895
	その他利益剰余金	15,895
	（うち当期純利益）	(1,011)
	合計	118,673

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十三日
掲載頁　一二三頁（号外第一三一号）

(乙)左記のとおりです。

令和七年十二月十九日
東京都世田谷区大原二丁目一七番六―二一二号
(甲)ジェーエムビー株式会社
代表取締役　金地　龍夫
東京都中央区日本橋本石町四丁目四番一一号日本橋ＳＳビル二階
(乙)株式会社ビズメイト
代表取締役　金地　龍夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

京都市下京区仏光寺通室町東入釘隠町二三八・二四〇番地合地

（甲）株式会社平田清商店

代表取締役　平田　晃一

京都市下京区仏光寺通室町東入釘隠町二四四番地

（乙）株式会社スペシャリー

代表取締役　平田　晃一

乙の貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,052
	固定資産	26,691
	合計	27,743
負債及び純資産の部	流動負債	70
	固定負債	32,459
	株主資本	△4,785
	資本金	10,000
	利益剰余金	△14,785
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	△16,785
	（うち当期純損失）	（1,460）
	合計	27,743

第71期決算公告　令和７年12月19日

京都市下京区仏光寺通室町東入釘隠町238・240番地合地

株式会社平田清商店

代表取締役　平田　晃一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	23,315
	固定資産	170,530
	合計	193,845
負債及び純資産の部	流動負債	23,679
	固定負債	161,573
	株主資本	8,593
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,406
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	△16,406
	（うち当期純利益）	（4,246）
	合計	193,845

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

千葉県館山市山本二二六番地

（甲）株式会社集賛舎

代表取締役　島　正彦

千葉市中央区生実町二四九八番地八

（乙）株式会社集賛舎ホールディングス

代表取締役　島　正彦

第６期決算公告

令和７年12月19日

千葉市中央区生実町2498番地８

株式会社集賛舎ホールディングス

代表取締役　島　正彦

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	18,740
	固定資産	29,000
	資産合計	47,740
負債及び純資産の部	流動負債	29,043
	固定負債	21,725
	株主資本	△3,027
	資本金	10
	利益剰余金	△3,037
	その他利益剰余金	△3,037
	（うち当期純損失）	（522）
	負債・純資産合計	47,740

第８期決算公告

令和７年12月19日

千葉県館山市山本226番地

株式会社集賛舎

代表取締役　島　正彦

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	93,066
	固定資産	274,820
	資産合計	367,886
負債及び純資産の部	流動負債	105,935
	固定負債	230,005
	株主資本	31,945
	資本金	10,000
	利益剰余金	21,945
	その他利益剰余金	21,945
	（うち当期純利益）	（11,244）
	負債・純資産合計	367,886

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の映像コンテンツ、漫画・書籍・雑誌、デザイン、キャラクター、イラスト、音楽等の企画・制作、及びそれらに関連する事業に関する権利義務の大部分を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目一番一五号

（甲）株式会社ファムエンタテイメント

代表取締役　茨木　政彦

東京都千代田区神田神保町三丁目一七番二階

（乙）株式会社リアルコーヒーエンタテインメント

代表取締役　篠崎　真哉

第17期決算公告　令和７年12月19日

東京都千代田区神田神保町三丁目17番２階

株式会社

リアルコーヒーエンタテインメント

代表取締役　篠崎　真哉

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	74,175,716
	固定資産	18,376,682
	資産合計	92,552,398
負債及び純資産の部	流動負債	47,118,302
	固定負債	122,562,000
	負債合計	169,680,302
	株主資本	△77,127,904
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	△79,127,904
	その他利益剰余金	△79,127,904
	（うち当期純利益）	（30,265,507）
	純資産合計	△77,127,904
	負債・純資産合計	92,552,398

第１期決算公告　令和７年12月19日

東京都港区虎ノ門三丁目11番15号

株式会社ファムエンタテイメント

代表取締役　茨木　政彦

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	27,416
	固定資産	16,334
	繰延資産	8
	資産合計	43,758
負債及び純資産の部	流動負債	2,449
	固定負債	50,042
	負債合計	52,491
	株主資本	△8,732
	資本金	1,000
	利益剰余金	△9,732
	その他利益剰余金	△9,732
	（うち当期純損失）	（9,732）
	純資産合計	△8,732
	負債・純資産合計	43,758

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都渋谷区恵比寿四丁目一七番三号

（甲）株式会社明光トレーディング

代表取締役　松木正一郎

東京都渋谷区恵比寿四丁目一七番三号

（乙）ファーストトラスト株式会社

代表取締役　松木正一郎

第13期決算公告

令和７年12月19日

東京都渋谷区恵比寿四丁目17番３号

ファーストトラスト株式会社

代表取締役　松木正一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	142,557
	固定資産	133,498
	合計	276,055
負債及び純資産の部	流動負債	114,950
	株主資本	161,105
	資本金	60,000
	利益剰余金	101,105
	利益準備金	7,510
	その他利益剰余金	93,595
	（うち当期純利益）	（42,641）
	合計	276,055

第35期決算公告　令和７年12月19日

東京都渋谷区恵比寿四丁目17番３号

株式会社明光トレーディング

代表取締役　松木正一郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	998,364
	固定資産	2,194,611
	合計	3,192,976
負債及び純資産の部	流動負債	912,672
	（うち賞与引当金）	（6,529）
	固定負債	1,056,662
	株主資本	1,284,676
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,184,676
	利益準備金	1,049
	その他利益剰余金	1,183,627
	（うち当期純損失）	（141,887）
	評価差額金	△ 61,036
	合計	3,192,976

決　算　公　告

令和７年12月19日
東京都中央区東日本橋三丁目９番３―901号
株式会社エフェクト
代表取締役　柳田　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	92,798
	固定資産	40,143
	資産合計	132,942
負純資産債及の部び	流動負債	69,345
	固定負債	87,185
	株主資本	△23,588
	資本金	10,000
	利益剰余金	△33,588
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	△33,888
	（うち当期純損失）	(43,519)
	負債・純資産合計	132,942

第13期決算公告

令和７年12月19日
東京都中央区東日本橋三丁目９番３―901号
株式会社ネオ・ゲート
代表取締役　柳田　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,928
	固定資産	91,754
	繰延資産	283
	資産合計	94,966
負純資産債及の部び	流動負債	21,119
	固定負債	81,071
	株主資本	△7,224
	資本金	3,000
	利益剰余金	△10,224
	その他利益剰余金	△10,224
	（うち当期純損失）	(2,292)
	負債・純資産合計	94,966

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十二月十九日
東京都中央区東日本橋三丁目九番三―九〇一号
（甲）株式会社ネオ・ゲート
代表取締役　柳田　大輔
東京都中央区東日本橋三丁目九番三―九〇一号
（乙）株式会社エフェクト
代表取締役　柳田　大輔

第10期決算公告

令和７年12月19日
神奈川県横浜市中区扇町二丁目４－４
株式会社モビーズ
代表取締役　川根　和紀

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,448,228
	固定資産	2,811,305
	繰延資産	418,538
	合計	17,678,071
負純資産債及の部び	流動負債	483,791,209
	株主資本	△466,113,138
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△476,113,138
	その他利益剰余金	△476,113,138
	（うち当期純損失）	(99,365,554)
	合計	17,678,071

第13期決算公告

令和７年12月19日
横浜市中区羽衣町三丁目55番１号
株式会社４ＭＧ
代表取締役　石川　真之

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	891,667,750
	固定資産	10,238,115
	合計	901,905,865
負純資産債及の部び	流動負債	730,907,433
	引当金	9,960,025
	株主資本	161,038,407
	資本金	600,000
	利益剰余金	160,438,407
	その他利益剰余金	160,438,407
	（うち当期純損失）	(7,915,060)
	合計	901,905,865

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十二月十九日
横浜市中区羽衣町三丁目五五番一号
（甲）株式会社４ＭＧ
代表取締役　石川　真之
神奈川県横浜市中区扇町二丁目四―四
（乙）株式会社モビーズ
代表取締役　川根　和紀

第２期決算公告

令和７年12月19日
大阪市天王寺区味原町13番９号
株式会社Ａｍｂｏｓ
代表取締役　福田　悠一

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,007
	固定資産	874
	資産合計	158,881
負純資産債及の部び	流動負債	136,334
	負債合計	136,334
	株主資本	22,547
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 27,453
	その他利益剰余金	△ 27,453
	（うち当期純損失）	(32,600)
	純資産合計	22,547
	負債・純資産合計	158,881

第18期決算公告　令和７年12月19日

大阪市天王寺区味原町13番９号
株式会社ドリームダイニング
代表取締役　福田　錦哲

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,609
	固定資産	130,722
	資産合計	185,331
負純資産債及の部び	流動負債	299,557
	固定負債	72,030
	負債合計	371,587
	株主資本	△ 186,256
	資本金	40,000
	利益剰余金	△ 226,256
	その他利益剰余金	△ 226,256
	（うち当期純損失）	(23,424)
	純資産合計	△ 186,256
	負債・純資産合計	185,331

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十二月十九日
大阪市天王寺区味原町一三番九号
（甲）株式会社ドリームダイニング
代表取締役　福田　錦哲
大阪市天王寺区味原町一三番九号
（乙）株式会社Ａｍｂｏｓ
代表取締役　福田　悠一

第58期決算公告　令和７年12月19日

和歌山県橋本市学文路57番地の１
紀和ダイハツ株式会社
代表取締役　熊井　智一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	118,500
	固定資産	84,985
	合計	203,485
負純資産債及の部び	流動負債	56,950
	固定負債	157,924
	株主資本	△11,389
	資本金	26,666
	資本剰余金	11,666
	資本準備金	11,666
	利益剰余金	△49,721
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	△49,821
	（うち当期純利益）	(4,176)
	合計	203,485

第20期決算公告

令和７年12月19日
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地112
株式会社熊井自動車
（旧商号：有限会社熊井自動車）
代表取締役　熊井　智一

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	222,488
	固定資産	418,377
	資産合計	640,865
負純資産債及の部び	流動負債	169,220
	固定負債	383,351
	株主資本	88,294
	資本金	28,000
	利益剰余金	60,294
	その他利益剰余金	60,294
	（うち当期純利益）	(16,438)
	負債・純資産合計	640,865

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十二月十九日
和歌山県紀の川市貴志川町長山二七七番地一一二
（甲）株式会社熊井自動車
代表取締役　熊井　智一
和歌山県橋本市学文路五七番地の一
（乙）紀和ダイハツ株式会社
代表取締役　熊井　智一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

千葉県八千代市高津六七八番地二

（甲）株式会社ワイシーエス

代表取締役　館坂　民和

千葉県東金市堀上五六番地四

（乙）株式会社ワイシーエス東金

代表取締役　館坂　民和

第７期決算公告

令和７年12月19日

千葉県東金市堀上56番地４

株式会社ワイシーエス東金

代表取締役　館坂　民和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	53,198
	固定資産	66,950
	合計	120,149
負純資産債及びの部	流動負債	28,748
	固定負債	129,387
	株主資本	△37,986
	資本金	3,000
	利益剰余金	△40,986
	その他利益剰余金	△40,986
	（うち当期純損失）	(10,298)
	合計	120,149

第17期決算公告

令和７年12月19日

千葉県八千代市高津678番地２

株式会社ワイシーエス

代表取締役　館坂　民和

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	95,543
	固定資産	274,063
	繰延資産	321
	合計	369,927
負純資産債及びの部	流動負債	74,578
	固定負債	362,070
	株主資本	△66,721
	資本金	10,000
	利益剰余金	△76,721
	その他利益剰余金	△76,721
	（うち当期純損失）	(8,136)
	合計	369,927

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都文京区本郷一丁目二五番五号

（甲）西北プライウッド株式会社

代表取締役　井上　篤博

宮城県石巻市重吉町一番地七

（乙）ドルフィンコート株式会社

代表取締役　秋葉　昭二

第10期決算公告　令和７年12月19日

宮城県石巻市重吉町１番地７

ドルフィンコート株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	25,743,457
	固定資産	137
	合計	25,743,594
負純資産債及びの部	流動負債	45,555,108
	株主資本	△19,811,514
	資本金	98,000,000
	利益剰余金	△117,811,514
	その他利益剰余金	△117,811,514
	（うち当期純利益）	(11,879,962)
	合計	25,743,594

第62期決算公告　令和７年12月19日

東京都文京区本郷一丁目25番５号

西北プライウッド株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,635,134
	固定資産	3,476,528
	合計	13,111,662
負純資産債及びの部	流動負債	2,023,130
	役員賞与引当金	15,000
	固定負債	323,470
	退職給付引当金	112,650
	役員退職慰労引当金	128,920
	株主資本	10,765,062
	資本金	50,000
	利益剰余金	10,715,062
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	10,702,562
	（うち当期純利益）	(301,405)
	合計	13,111,662

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区神田淡路町一丁目一三番地

（甲）株式会社リーチコンサルティング

代表取締役　中村　利一

東京都千代田区神田淡路町一丁目一三番地

（乙）株式会社リーチアセットマネージメント

代表取締役　中村　利一

第34期決算公告

令和７年12月19日

東京都千代田区神田淡路町一丁目13番地

株式会社リーチアセットマネージメント

代表取締役　中村　利一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	115
	資産合計	115
負純資産債及びの部	流動負債	1,770
	株主資本	△1,655
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,655
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△14,155
	（うち当期純損失）	(69)
	負債・純資産合計	115

第38期決算公告

令和７年12月19日

東京都千代田区神田淡路町一丁目13番地

株式会社リーチコンサルティング

代表取締役　中村　利一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	329,836
	固定資産	320,581
	資産合計	650,417
負純資産債及びの部	流動負債	389
	固定負債	555
	株主資本	649,473
	資本金	10,000
	利益剰余金	639,473
	その他利益剰余金	639,473
	（うち当期純利益）	(9,874)
	負債・純資産合計	650,417

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

新潟県長岡市中島七丁目一番一六号

（甲）株式会社鷲尾

代表取締役　鷲尾　達雄

新潟県長岡市城内町三丁目二番地一

（乙）株式会社山嘉商店

代表取締役　鷲尾　達雄

第75期決算公告

令和７年12月19日

新潟県長岡市城内町三丁目２番地１

株式会社山嘉商店

代表取締役　鷲尾　達雄

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	100,944
	固定資産	629,334
	合計	730,278
負純資産債及びの部	流動負債	128,504
	固定負債	122,499
	株主資本	479,275
	資本金	10,000
	利益剰余金	469,275
	利益準備金	1,700
	その他利益剰余金	467,575
	（うち当期純利益）	(19,052)
	合計	730,278

第76期決算公告

令和７年12月19日

新潟県長岡市中島七丁目１番16号

株式会社鷲尾

代表取締役　鷲尾　達雄

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	690,927
	固定資産	797,019
	合計	1,487,946
負純資産債及びの部	流動負債	142,465
	固定負債	767,634
	株主資本	577,846
	資本金	10,000
	利益剰余金	567,846
	利益準備金	1,550
	その他利益剰余金	566,296
	（うち当期純利益）	(40,532)
	合計	1,487,946

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百二十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

福岡市中央区薬院四丁目八番二八号

株式会社ノーメイク

代表取締役　竪山みよ子

第30期決算公告

令和７年12月19日

福岡市中央区薬院四丁目８番28号

株式会社ノーメイク

代表取締役　竪山みよ子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	22,385
	固定資産	41,710
	繰延資産	1,663
	合計	65,760
負債及び純資産の部	流動負債	18,830
	固定負債	57,314
	株主資本	△10,384
	資本金	16,200
	利益剰余金	△26,584
	その他利益剰余金	△26,584
	（うち当期純損失）	(6,639)
	合計	65,760

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社山本幸次郎商店（住所神戸市兵庫区新開地五丁目三番二六号）に対して当社の酒類、米穀、食料品、食品材料の販売・洗剤、箸、紙おしぼりの卸売及び販売に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十九日

神戸市兵庫区新開地五丁目三番二六号

株式会社山本幸次郎商店

代表取締役　山本　稔

決算公告

令和７年12月19日

神戸市兵庫区新開地五丁目３番26号

株式会社山本幸次郎商店

代表取締役　山本　稔

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	688,248
	固定資産	898,837
	合計	1,587,086
負債及び純資産の部	流動負債	207,854
	固定負債	1,009,068
	株主資本	370,163
	資本金	10,000
	利益剰余金	360,163
	利益準備金	500
	その他利益剰余金	359,663
	（うち当期純利益）	(46,198)
	合計	1,587,086

第70期決算公告

令和７年12月19日

東京都荒川区西日暮里二丁目２番17号

精電舎電子工業株式会社

代表取締役社長　渡邉　公彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,464,839
	固定資産	2,273,620
	資産合計	5,738,459
負債及び純資産の部	流動負債	1,224,535
	賞与引当金	170,000
	品質保証引当金	11,173
	その他	1,043,361
	固定負債	802,423
	長期借入金	460,395
	役員退職慰労引当金	325,230
	その他	16,798
	負債合計	2,026,958
	株主資本	3,645,899
	資本金	88,625
	資本剰余金	64,625
	資本準備金	64,625
	利益剰余金	3,736,179
	利益準備金	9,735
	その他利益剰余金	3,726,444
	（うち当期純利益）	(164,914)
	自己株式	△243,530
	評価・換算差額等	65,601
	その他有価証券評価差額金	65,601
	純資産合計	3,711,501
	負債・純資産合計	5,738,459

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

（甲）株式会社東京アールアンドデー

代表取締役　松本　浩征

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号

（乙）東京Ｒ＆Ｄコンポジット工業株式会社

代表取締役　宮下　泉

決算公告

令和７年12月19日

東京都千代田区内幸町二丁目２番２号

株式会社東京アールアンドデー

代表取締役　松本　浩征

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,695,467
	固定資産	1,669,306
	合計	4,364,774
負債及び純資産の部	流動負債	1,544,324
	賞与引当金	123,800
	法定福利引当金	7,052
	固定負債	917,808
	退職給付引当金	29,328
	株主資本	1,902,641
	資本金	250,000
	資本剰余金	149,094
	資本準備金	149,094
	利益剰余金	1,503,546
	利益準備金	16,018
	その他利益剰余金	1,487,528
	（うち当期純利益）	(224,475)
	合計	4,364,774

決算公告

令和７年12月19日

東京都千代田区内幸町二丁目２番２号

東京Ｒ＆Ｄコンポジット工業株式会社

代表取締役　宮下　泉

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	58,281
	固定資産	14,226
	合計	72,507
負債及び純資産の部	流動負債	6,665
	株主資本	65,842
	資本金	10,000
	利益剰余金	55,842
	その他利益剰余金	55,842
	（うち当期純利益）	(699)
	合計	72,507

第10期決算公告

令和７年12月19日

東京都港区虎ノ門三丁目18番５号

JCEホールディングス株式会社

代表取締役社長　相川　裕司

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	614,473
	固定資産	5,412,408
	投資その他の資産	5,412,408
	資産合計	6,026,881
負債及び純資産の部	流動負債	107,817
	負債合計	107,817
	株主資本	5,919,064
	資本金	342,000
	資本剰余金	4,790,020
	その他資本剰余金	4,790,020
	利益剰余金	788,120
	その他利益剰余金	788,120
	自己株式	△1,077
	純資産合計	5,919,064
	負債・純資産合計	6,026,881

㈱　当期純利益　55,728千円

第 7 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 19 日

福岡市博多区博多駅東一丁目18番25号

ＷＩＴＨＤＯＭ　Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　南郷　克英

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,325,599
	固定資産	1,066,954
	繰延資産	5,724
	合計	2,398,278
負債及び純資産の部	流動負債	1,131,737
	固定負債	753,895
	株主資本	512,646
	資本金	100,000
	資本剰余金	305,000
	資本準備金	200,000
	その他資本剰余金	105,000
	利益剰余金	107,646
	その他利益剰余金	107,646
	（うち当期純利益）	(1,348)
	合計	2,398,278

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

福岡市博多区博多駅東一丁目一八番二五号

（甲）ＷＩＴＨＤＯＭ　Ｇｒｏｕｐ株式会社　代表取締役　南郷　克英

横浜市都筑区折本町一三八番地

（乙）ＷＩＴＨＤＯＭ　Ｋａｎａｇａｗａ株式会社　代表取締役　蒲池　信雅

第 1 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 19 日

横浜市都筑区折本町138番地

ＷＩＴＨＤＯＭ　Ｋａｎａｇａｗａ株式会社

代表取締役　蒲池　信雅

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	142,302
	固定資産	48,026
	繰延資産	543
	合計	190,872
負債及び純資産の部	流動負債	221,059
	固定負債	56,865
	株主資本	△87,051
	資本金	10,000
	利益剰余金	△97,051
	その他利益剰余金	△97,051
	（うち当期純損失）	(97,051)
	合計	190,872

第25期決算公告

令和７年 11 月 25 日

大阪市北区天満一丁目19番４号

プラス産業株式会社

代表取締役　村山　幸彦

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,176,680
	固定資産	356,880
	資産合計	1,533,560
負債及び純資産の部	流動負債	436,112
	固定負債	166,186
	（うち退職給付引当金）	(12,436)
	（うち役員退職給付引当金）	(13,750)
	負債合計	602,298
	株主資本	931,261
	資本金	95,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	856,241
	利益準備金	22,827
	その他利益剰余金	833,414
	（うち当期純利益）	(81,410)
	自己株式	△ 49,980
	純資産合計	931,261
	負債・純資産合計	1,533,560

第 52 期決算公告　令和７年12月19日

福岡市中央区天神四丁目３番30号

株式会社武田メガネ

代表取締役　武田　耕一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,639,316
	固定資産	759,678
	合計	3,398,994
負債及び純資産の部	流動負債	357,090
	固定負債	106,166
	株主資本	2,935,738
	資本金	99,680
	資本剰余金	10,880
	資本準備金	10,880
	利益剰余金	2,825,178
	利益準備金	14,727
	その他利益剰余金	2,810,450
	（うち当期純利益）	(176,377)
	合計	3,398,994

合併及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙は解散することにいたしました。この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十九日

福岡市中央区天神四丁目３番30号

（甲）株式会社武田メガネ　代表取締役　武田　耕一

福岡市中央区天神四丁目３番30号

（乙）株式会社武田ホールディングス　代表取締役　武田　耕一

福岡市中央区天神四丁目３番30号

（丙）株式会社トゥモロウ　代表取締役　武田　耕一

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月 14 日

東京都台東区台東一丁目３番５号

東京ニュークリア・サービス株式会社

代表取締役社長　藤江　宏和

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,293,815
	固定資産	1,169,078
	資産合計	2,462,894
負債及び純資産の部	流動負債	371,946
	賞与引当金	195,000
	瑕疵補償引当金	34,000
	その他	142,946
	固定負債	749,353
	退職給付引当金	205,353
	雇用調整等引当金	240,000
	役員退職慰労引当金	190,000
	ＲＩ使用施設除染費用引当金	14,000
	その他	100,000
	負債合計	1,121,299
	株主資本	1,341,594
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,479,394
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	1,469,394
	（うち当期純利益）	(90,654)
	自己株式	△217,800
	純資産合計	1,341,594
	負債・純資産合計	2,462,894

第 37 期決算公告　令和７年12月19日

福岡市中央区天神四丁目３番30号

株式会社トゥモロウ

代表取締役　武田　耕一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,036
	固定資産	15,960
	合計	147,996
負債及び純資産の部	流動負債	74
	株主資本	147,921
	資本金	10,000
	利益剰余金	137,921
	その他利益剰余金	137,921
	（うち当期純損失）	(3,746)
	合計	147,996

第 31 期決算公告　令和７年12月19日

福岡市中央区天神四丁目３番30号

株式会社武田ホールディングス

代表取締役　武田　耕一

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	168,475
	固定資産	808,967
	合計	977,443
負債及び純資産の部	流動負債	24,862
	固定負債	73,831
	株主資本	878,749
	資本金	10,000
	利益剰余金	868,749
	利益準備金	3,200
	その他利益剰余金	865,549
	（うち当期純利益）	(24,104)
	合計	977,443